上北山村過疎地域持続的発展計画

(令和3年度~令和7年度)

令和3年9月策定

令和4年9月変更(1回目)

令和5年3月変更(2回目)

令和5年9月変更(3回目)

令和6年9月変更(4回目)

奈良県上北山村

目 次

٠.		予りる事項																			-														. 1
	(1)	上北山村の村	既況	<u>.</u>	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•		•		•	•	•	•	•		• 1
	(2)	人口及び産業	業の	推	移	と重	功向	·								•		•	•					•								•	•		• 3
	(3)	行財政の状況	兄•		•						•	•																		•					• 6
	(4)	地域の持続的	内発	展	の	基本	大力	金																											. 8
	(5)	地域の持続的	内発	展	の	ため	りの)基	本	目	標																			•					. 6
	(6)	計画の達成料	犬沢	LO)	評	価・			•	•		•																		•					1 (
	(7)	計画期間·			•				•	•	•	•																		•					1 (
	(8)	公共施設等約	総合	管	理	計画	町等	きと	0	整	合							•											•						1 (
2	移	3住・定住・5	也域	澗	交	流の	り仮	建		人	材	育	成																	•					1 2
	(1)	現況と問題』	点•	•				•				•	•	•	•	•						•					•			•					1 2
	(2)	その対策・		•				•				•	•	•	•	•						•					•			•					1 2
	(3)	計 画・		•				•				•	•	•	•	•						•					•			•					1 4
	(4)	公共施設等約	総合	管	理	計画	町等	لح أ	0)	整	合	•	•	•	•		•					•	•		•	•	•	•	•	•	•				1 4
3	産	業の振興・		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•			•					•			•	•	•	•	•					1 5
	(1)	現況と問題』	点•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	1 5
	(2)	その対策・		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 7
	(3)	計 画・		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 9
	(4)	産業振興促造	進事	項	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 9
	(5)	公共施設等約	総合	管	理	計画	町等	きと	0	整	合	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 9
4		域におけるヤ																																	
		現況と問題』																																	
		その対策・																																	
		計 画・																																	
	(4)	公共施設等約	総合	管	理	計画	町 等	لح أ	0)	整	合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 1
		通施設の整備																																	
		現況と問題』																																	
		その対策・																																	
		計 画・																																	
		公共施設等約																																	
		活環境の整備																																	
		現況と問題』																																	
		その対策・																																	
		計 画・																																	
		公共施設等約																																	
7		-育て環境の研																																	
		現況と問題																																	
		その対策・																																	
	(3)	計 画・		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 4

	(4)	公共施設	と 等総	合	管	理語	計區	重等	لے ≩	0	整	:合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
8	多	₹療の確保 でんきん しゅうかん しょうかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん	₹••	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	3	7
	(1)	現況と問	題点	į •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
	(2)	その対策	ž · ·	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
	(3)	計 匯	ij·•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
	(4)	公共施設	と 等総	合	管	理	計画	重等	لے ≩	0	整	:合	•		•			•			•		•	•	•				•	•	•	•	•		•	3	8
9	教	対育の振興	Į.,	•		•			•		•	•	•		•			•			•		•	•	•	•				•	•				•	3	9
	(1)	現況と問	題点	į •	•	•			•	•	•	•	•		•			•			•		•	•	•	•				•	•				•	3	9
	(2)	その対策	두 .	•	•	•			•		•	•	•		•			•			•			•	•	•		•		•	•			•		4	0
	(3)	計 匯	ij	•	•	•			•		•		•		•	•		•			•			•	•	•	•		•	•	•			•		4	1
	(4)	公共施設	と等総	合	管	理	計画	重等	لے ≩	0	整	:合		•		•			•			•	•	•			•	•		•		•		•		4	1
10	集	薬の整備	青••	•		•			•		•		•		•	•		•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•			•		4	2
	(1)	現況と問	題点	į •	•	•			•	•	•	•	•		•			•			•		•	•	•				•	•	•				•	4	2
	(2)	その対策	된 • •	•	•	•			•	•	•	•	•		•			•			•		•	•	•	•			•	•	•				•	4	2
	(3)	計 匯	ij·•	•	•	•			•	•	•	•	•		•			•			•		•	•	•	•			•	•	•				•	4	3
	(4)	公共施設	と 等総	合	管	理	計画	重等	لے ≩	0	整	:合	•		•			•			•		•	•	•				•	•	•	•	•		•	4	3
11	地	地域文化σ)振興	等		•			•		•	•	•		•			•			•		•	•	•	•				•	•				•	4	4
	(1)	現況と問	題・	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	4	4
	(2)	その対策	ž · ·	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4
	(3)	公共施設	と 等総	合	管	理	計画	重等	لے ≩	0	整	:合	•		•			•			•		•	•	•				•	•	•	•	•		•	4	4
12	再	生可能エ	ネル	ギ	_	のマ	制月	目の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
	(1)	現況と問	題点	į •		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
	(2)	その対策	ž · ·	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
	(3)	公共施設	と 等総	合	管	理	計画	重等	لے آ	0	整	:合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
13		の他地域																																			
		現況と問																																			
	(2)	その対策	돌 • •	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	4	6
	(3)	計 匯	ij·•	•	•				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	•		•	•	•	•	•			•		4	6
	(4)	公共施設	と等総	合	管	理	計區	重等	لے اِ	0	整	:合		•			•					•	•	•				•		•	•	•				4	7
過	疎地	地域持続的	発展	特	別	事	業分	子•															•	•	•					•	•					4	8

1 基本的な事項

(1) 上北山村の概況

ア 村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

本村は、奈良県の南東部に位置し、東は三重県の尾鷲市・紀北町・大台町、西は五條市と十津川村、南は下北山村、北は川上村・天川村と隣接しています。

面積は274.22k ㎡あり、奈良県で4番目に大きな面積を有しています。そして、面積の約97%を森林が占めており、平地は大変少なく、豊かな自然に包まれた山村です。南北に28 km、東西に16 kmと南北に長い地形となっており、東側には大台ヶ原を中心とする台高山脈を有する吉野熊野国立公園、西側には世界遺産として登録されている大峯奥駆道を有する大峯山脈と山々に囲まれ、その間を北から南にかけて北山川が熊野灘へ流れる地域です。年間降水量3,000~4,000 mmと全国一の多雨地帯であって、冬季には一部高地を除いて10~20 cm程度積もることもあります。

②歴史的条件

上北山村に人が住み始めたのは、今から約800年前と言われており、記録等から1185年の壇ノ浦の戦いで滅びた平氏の末族によって開かれたものと推察されています。

南北朝時代になると、村の歴史ははっきりと現れ、永禄年間に織田信長の領有となると、その後、豊臣氏、徳川氏と受け継がれ、以後約300年間は徳川氏によって治められました。明治22年の村政施行により、北山郷上組4ヶ村で上北山村となり、奈良県に属しました。昭和になると、大台ヶ原等が吉野熊野国立公園に指定されたほか、上北山診療所が開設される等、生活基盤が整備されました。北山川・熊野川流域で電源開発も行われ、昭和37年に坂本ダム、昭和39年には池原ダムが完成しました。平成に入ると、村民憲章が決まったことに加え、温泉が湧出したことによる上北山温泉施設が完成したほか、保健・医療・福祉の拠点ワースリビングかみきた、国道169号上北山道路等が整備され、今日に至っています。

③社会的、経済的条件

本村中央部の北山川に沿って国道 169 号が南北に縦断し、北は吉野町を経て大和平野に通じ、南は下北山村を経て三重県熊野市、和歌山県新宮市へと通じています。この国道に連絡して、県道大台ヶ原公園川上線(大台ヶ原ドライブウェイ)が大台ヶ原に通じています。また、国道 309 号は、北は天川村、下市町、御所市を経て大阪市へ、南は下北山村を経て熊野市へ通じており、国道 425 号は東の川を経由して三重県尾鷲市へ通じています。特に国道 169 号は基幹道路であることから整備が進み、自家用車の普及とともに生活圏域や経済圏域が拡大しましたが、反面、近隣都市への流出や近年の通信・インターネット販売の浸透などにより、村内購買力の低下が進み、村内経済の循環の面においては厳しい状況となっています。

イ 村における過疎の状況

①人口等の動向

村の人口は、昭和10年の3,872人をピークに年々減少し、昭和35年の熊野川の電源開発の一連の事業により、村内東の川水系に「坂本ダム」が建設され、1集落が完全に湖底に沈み、一部の残留者を残し、村外へ新天地を求めて移住しました。昭和39年には北山川において「池原ダム」が下北山村へ建設され、このダム建設により1大字(白川)が全戸水没しました。白川集落については、宅地造成を2カ所行い、約3分の1は村内に残ったものの、このダム建設によって約500人が減少し、昭和40年4月の住民登録人口では1,950人となり、著しく減少しました。

その後、高校、大学への進学率の向上により村外へ就学した若者が卒業後、職場の少ない村に戻らず、また、山林労務等の第一次産業への就職を拒むなど、都市部で就職する若者が増えたことにより人口の減少が続き、国勢調査によると平成27年の人口は512人で、昭和35年の人口3,806人に比べると3,294人減少し、減少率は86.5%を示しており、著しく過疎化が進んでいる状況です。

②これまでの過疎法に基づくものも含めた対策

本村は、「過疎地域対策緊急措置法」、「過疎地域振興特別措置法」、「過疎地域活性化特別措置法」、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づいて各種施策の展開を進め、村道及び林道の整備、簡易水道・廃棄物処理・消防施設等生活環境の整備、教育施設・集会施設等の整備、保健・福祉・医療施設の整備、観光・交流施設の整備などハード、ソフト全般における各種施策を展開し、その効果を上げてきたところです。

③現在の課題

人口の減少に歯止めがかからない状況で、若者の流出、少子高齢化などにより地域社会の活力が低下しており、集落機能の衰退、就業者の高齢化、担い手の不足など、今後の地域の活性化を推進していく上での基本的な課題を抱えています。

産業については、林業をはじめとする産業の衰退が進み、地域経済は停滞しており、既 存産業の活性化や新たな産業の育成が課題となっています。

また、財政状況は、人口減少による地方税の減収、地域経済の低迷、高齢化の進行等社会構造の硬直化などの影響により財政力は弱体化し、財政構造は弾力性を失いつつあります。国、地方の厳しい財政状況により、地方交付税の見通しが不透明な中で、高度・多様化する行政ニーズに対応していくため、財政基盤の強化や効率的な行財政運営の推進に取り組むことが急務となっています。

④今後の見通し

今後も人口減少が進み、2060年には人口が54人まで減少するという推計(国立社会保障・人口問題研究所推計)がなされるなど、本村が自治体として存続する可能性が低いことが予測される状況にあります。

今後、人口の自然増は見込めないものの、定住に向けた支援や出産・妊娠・子育て支援、

各種産業の活性化等を行うことにより社会増を目指し、人口減少のスピードを緩やかにしていく必要があります。

このため、第2期上北山村まち・ひと・しごと総合戦略における各施策を推進し、人口減少の抑制と地方創生の実現により、過疎問題に積極的に取り組み、そして、第4次上北山村総合計画の将来像である「水とともに生きる郷 上北山」の実現に向けた施策展開を図る必要があります。

ウ 村の社会経済的発展の方向の概要(上北山村総合計画・基本計画)

①林業の振興

林業は本村の基幹産業ですが、近年担い手の減少や林材単価の低迷に伴う産業の衰退が著しい現状にあります。そのため、林産物の開発・生産をはじめ、林材のブランド化を図るとともに、新規就労者や担い手の確保・育成等に加え、近隣自治体等との連携も視野に入れ、林業全体の活性化を目指します。

②商工業の振興

経済基盤を担う商業振興について、本村では平成30年度に道の駅にコンビニエンスストアが新たに開業したほか、休業していた宿泊施設の営業も令和2年度に再開し、商業の活性化及び観光立村に向けた取り組みが進められています。今後は、特産物の加工・開発や宿泊業の活性化、生活支援事業の実施等を推し進め、雇用機会の創出を目指します。

③観光産業の振興

大台ヶ原を活かした「ヒルクライム大台ヶ原」や「大台ヶ原マラソン」といったイベント開催などのソフト事業と、温泉や宿泊施設、道の駅などの観光施設整備等のハード事業を連携させ、広域での観光業の活性化が必要となります。そのため、本村における観光資源の発掘を行うとともに、エコツーリズムやナイトライフ観光といった新たな観光ニーズの創出、そして、観光で来訪する交流人口の滞在時間や交流時間の増加を行い、関係人口へとしていくことによって、本村の魅力発信につなげ、観光立村を目指していきます。

④雇用拡充と起業支援の推進

人口減少が進む本村において、雇用機会を創出していくとともに、雇用・起業人材を 確保し、新たな商業施設の開設等を目指して、本村のにぎわいを生み出していくことが 必要となっています。また、次世代の担い手を育成していく必要があることから、奈良 県事業承継・引継ぎ支援センターや各金融機関との連携等を検討します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査によると、昭和 35 年に 3,806 人を数えたものの、その後は減少の一途をたどって おり、昭和 50 年には 1,463 人、平成 2 年には 1,046 人、平成 17 年には 802 人、平成 27 年に は 512 人となっており、55 年間に人口が 86.5%も減少している状況にあります。

年齢階層別では、0歳~14歳の年少人口比率は、昭和35年では24.6%であったものが平

成 27 年には 3.3%に減少、15 歳~29 歳の若年者比率は、昭和 35 年では 29.6%であったものが平成 27 年には 2.9%と減少している反面、65 歳以上の高齢者比率は昭和 35 年では 3.6%であったものが平成 27 年には 49.2%となっている状況から、急激に過疎化及び少子高齢化が進んでおり、そのペースは全国及び県をはるかに上回っています。

男女別の割合では、昭和55年には同じ割合で、昭和60年には男性の割合が高くなりましたが、平成2年には女性の割合が高くなり、その後、平成17年までは女性の割合が高い状況でしたが、平成22年からは男性の割合が高くなり、現在もその傾向が続いている状況です。今後も人口、年齢階層別、男女別の傾向は継続するものと想定されます。

イ 産業の推移と動向

平成28年の経済センサスによると、企業数(大分類)は64社あり、うち20%にあたる13社が「建設業」となっています。次いで、「卸売業・小売業」が11社、「生活関連サービス業、娯楽業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」が8社あり、村の主産業である「林業」は6社です。従業者数を見ると、全体218人のうち、約30%の65人が「建設業」、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が32人、「卸売業、小売業」が29人となっています。「林業」については24人と、約10%となっています。

国勢調査の結果からは、産業別人口は、第1次産業人口の減少が特に目立っており、原因として林業の低迷と山林労務者の高齢化、担い手の減少等があげられます。林業については、今後、森林環境譲与税を活用して、森林資源を生かした施策を展開し、林業の活性化を図る必要があります。

商業は、基幹道路の国道 169 号の整備が進んだことによる経済圏域の拡大やインターネット販売の浸透などにより消費者の村外への流出が進み、村内購買力が低下しています。また、小売店経営者の高齢化や後継者不在により、今後、小売店の減少が進むなど村内の経済循環の面においては厳しい状況となることが予測されます。

観光は、温泉、大台ヶ原を中心とする吉野熊野国立公園、世界遺産「大峯奥駆道」などの観光資源を有し、温泉施設等の観光施設を整備していますが、入込観光客は減少しており、今後は、新たな観光ニーズの創出、そして、観光で来訪する交流人口の滞在時間や交流時間の増加を行うなど、周遊・滞在型の観光施策を展開する必要があります。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

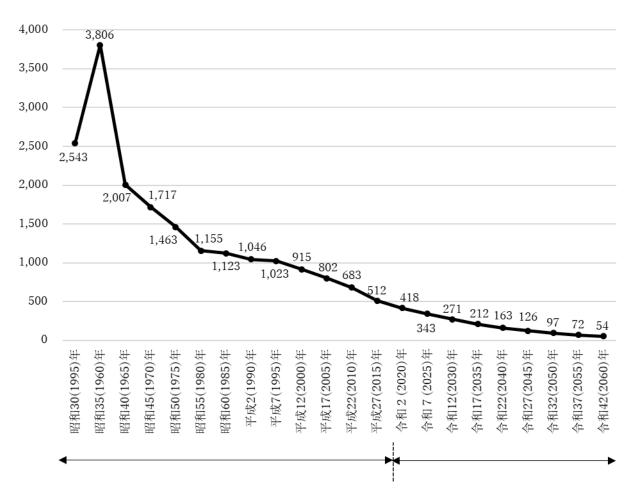
巨八	昭和35年	昭和	50 年	平成	2年	平成	17年	平成	27年
区分	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%
松奴	3, 806	1, 463	△61.6	1,046	△28. 5	802	△23. 3	512	△36. 2
0 歳~14 歳	937	313	△66. 6	175	△81. 3	77	△56. 0	17	△77. 9
15 歳~64 歳	2, 733	975	△64. 3	630	△35. 4	446	△29. 2	243	△45 . 5
うち15歳~ 29歳(a)	1, 127	228	△79.8	125	△45. 2	99	△20.8	15	△84. 8

65 歳以上 (b)	136	175	28. 7	241	37. 7	279	15.8	252	△9. 7
(a) /総数 若年者比率	% 29. 6	% 15. 6		% 12. 0		% 12. 3		% 2. 9	
(b)/総数 高齢者比率	% 3. 6	% 12. 0		% 23. 0	_	% 34.8	_	% 49. 2	

表1-1(2)人口の見通し

昭和35年に3,806人であった本村の総人口は、昭和40年には2,007人と減少に転じています。 その後も年々人口は減少しており、平成27年には512人となっています。

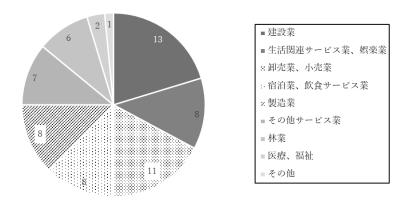
また、社人研推計準拠 (2019 年) によると下記のグラフのとおり本村の人口は令和 42 (2060) 年に 54 人となっており、今後も人口の減少が見込まれています。



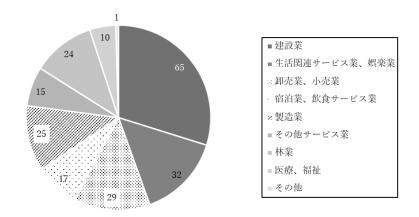
※出典:1955年~2015年 国勢調査 2020年~2060年 社人研推計準拠

表 1-1(3)企業数・従業員数(平成28年経済センサス)

■企業数



■従業員数



(3) 村の行財政の状況

ア 行財政の状況

本村は、明治22年の町村制施行と同時に北山郷、上組4ヶ村を合併して上北山村として 発足以来地理的な条件もあって、昭和の大合併や平成の大合併の対象ともならず、今日に至 っています。

村の財政状況は、財政力指数でみると、平成 22 年度が 0.132、平成 27 年度が 0.1、令和元年度が 0.12 となっており、財源に余裕がない状況です。また、経常収支比率でみると、平成 22 年度が 87.0%、平成 27 年度が 77.1%、令和元年度が 97.9%となっており、比率が 90%を超え、年々上昇してきており、弾力性のない財政状況となっています。

村税等の自主財源は2割程度と低く、地方交付税や国・県支出金、地方債に依存している 財政運営となっており、財政基盤が極めて脆弱です。

公債費負担比率は、平成22年度が21.0%、平成27年度が12.8%、令和元年度が10.6%、 実質公債費比率は、平成22年度が14.5%、平成27年度が8.6%、令和元年度が3.1%といずれも減少傾向にあり、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。

地方債残高をみると、平成22年度末は1,811,634千円、平成27年度末は1,554,985千円

令和元年度は1,802,566千円と、平成22年度から平成27年度にかけては減少傾向でしたが、 平成27年度から令和元年度にかけては増加傾向にあり、令和元年度の宿泊施設リニューアル工事に係る借入や、令和元年度~令和2年度の防災情報伝達システム整備に係る借入があり、今後さらに増加することとなります。

このため、将来的に持続可能な財政運営を図っていくことが求められるが、過疎化により 今後も税収の大幅な好転は見込めないため、事業の見直しなど歳出の抑制に努めるとともに、 基金の積み増しを行うなど、自主性・自立性の高い財政運営を推進する必要があります。ま た、今後の過疎対策と地域の持続的発展を図る施策については、投資効果等を十分考慮し、 各種施策の優先順位について厳しく選択を行いながら、将来にわたる実質的な財政負担に留 意していき、各種行政サービスを維持しつつ将来の諸課題に対応できるよう健全な行財政運 営に努める必要があります。

表1-2(1)市町村財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	1, 847, 808	1, 893, 334	2, 351, 820
一般財源	1, 012, 546	1, 163, 975	971, 433
国庫支出金	170, 525	131, 671	336, 038
県支出金	238, 496	78, 702	102,010
地方債	138, 700	214, 800	392, 900
うち過疎債	24, 700	130, 100	37, 500
その他	287, 541	304, 186	549, 439
歳出総額 B	1,651,031	1, 672, 537	2, 064, 377
義務的経費	622, 893	565, 165	531, 223
投資的経費	394, 059	245, 013	873, 464
うち普通建設事業	394, 059	220, 710	793, 763
その他	634, 079	862, 359	659, 690
(過疎対策事業費)	(96, 296)	(159, 133)	(43, 481)
歳入歳出差引額 C (A-B)	196, 777	220, 797	287, 433
翌年度へ繰越すべき財源 D	6, 881	16, 472	44, 623
実質収支 C-D	189, 896	204, 325	242, 420
財政力指数	0. 132	0. 100	0. 120
公債費負担比率	21. 0	12.8	10.6
実質公債費比率	14.5	8.6	3. 1
起債制限比率	9.5	_	_
経常収支比率	87.0	77. 1	97. 9
将来負担比率	_	_	_
地方債現在高	1, 811, 634	1, 554, 985	1, 802, 566

イ 施設整備水準等の現況と動向

本村の道路改良率は、令和元年度末で 47.2%、舗装率は 60.1%となっています。また、水 道施設については、5つの給水区域に簡易水道施設が整備されており、水道普及率は 100% となっています。しかし、既存の簡易水道施設は老朽化が進んでいるため、改修、改良を計 画的に進め、施設・管路などの適正管理に努める必要があります。

今後の公共施設における課題としては、これまで整備してきた施設の老朽化に対し、公共 施設等総合管理計画に基づき計画的な整備及び施設の見直しを進めていく必要があります。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成2年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率(%)	2. 7	35. 6	46. 2	46.2	47.2
舗装率(%)	5. 9	50. 7	55. 0	58.3	60. 1
農道					
延長					
耕地 1 ha あたり農道延長(m)	_	_	_	_	_
林道					
延長					
林野 1 ha あたり林道延長(m)	2. 7	3. 4	3. 4	3.5	3. 5
水道普及率(%)	85. 7	99. 1	99.9	100.0	100.0
水洗化率(%)	_	_	71. 3	92. 1	89. 7
人口千人当たり病院					
診療所の病床数 (床)	16. 0	11. 9	4.0	4.0	0.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

「上北山村人口ビジョン」「上北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が目指す人口減少及び少子高齢化対策を指針として、第4次上北山村総合計画に掲げる基本方針を本村における地域の持続的発展のための基本方針に位置付け、過疎地域の厳しい現状と時代の潮流の変化を的確に捉えながら、各種施策を進めます。

【基本方針】 将来像 「水と緑とともに生きる郷 上北山」

本村では、豊富な森林環境のもとで林業を産業の中心として発展してきたとともに、大台 ケ原をはじめとする豊かな自然環境と雄大な北山川渓谷によって、村民は自然豊かな環境の もとで繁栄してきました。

他方、近年は人口減少や少子高齢化に伴い、林業をはじめとする産業の衰退が進み、決して利便性が高いとは言えない土地において、住み続ける村民がいることは、本村の宝です。 今、改めて本村の魅力や価値等の「豊かさ」について問い直すとともに、自然環境と人間の 営みの共存を目指していきます。

この風光明媚な自然を将来世代にわたっても守り続けるとともに、豊かな自然を活かした村づくりを進めていくため、「水と緑とともに生きる郷 上北山」を将来像に掲げます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

第4次上北山村総合計画に掲げる4つの基本目標を本村における過疎地域の持続的発展 のための基本目標と定め、計画的に事業を推進し、事業実施にあたっては、村民と協働し て実施し、村全体が一体となった村づくりを行い、持続的発展を目指します。

ア 教育と文化を育む村づくり

少子化が進む中、本村の将来を担う人材を育成するため、学校教育の充実を図ることに加え、歴史教育や生涯学習の機会を充実し、村民一人ひとりの参画を通して、生きがいのある村づくりを目指します。

イ 村民同士が支え合う村づくり

村民が健康的な生活を送れるようにするため、各種健診・検診のみならず、地域コミュニティの醸成を促進するとともに、出産や子育て、高齢者支援や障害者支援等の各福祉分野においても包括的な支援を行うことで、村民が互いに支え合う村づくりを目指します。

ウ 産業が活性化する活力のある村づくり

本村の基幹産業である林業の利活用をはじめ、新たな産業を生み出すために、官民が連携した新特産物の開発や起業・創業支援を行うとともに、後継者問題にも着手し、事業承継の支援を行い、産業が活発な村づくりを目指します。

エ 安心・安全な村民主体の村づくり

村民が安心して日々の生活を送ることができるよう、道路空間等の整備を行うとともに、 防災・防犯対策の充実を図り、村政へ参画できる機会を設けることによって、村民が主体 となった安心で安全な村づくりを目指します。

上記の4つの基本目標に基づき各種施策を実施し、人口における目指すべき方向性を次のとおりとし、令和7年度末における目標人口を432人と定めます。

①社会增減

転出者は2014年から2018年の5年間で162人であったため、定住に向けた支援や 出産・妊娠・子育て支援、各種産業の活性化等を行うことにより、2025年時点343人 (社人研推計準拠)となっている推計から、人口減少の抑制を行い、社会増加を目指 します。

②自然增減

合計特殊出生率について、1.12 (2005 年) から 1.26 (2017 年) に回復していることから、結婚や出産・子育てに対する支援を行うことによって、合計特殊出生率 1.30 への増加を目指します。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進していくためには、事業の効果について適切に評価し、その結果に 基づき見直しや改善を行うPDCAサイクルが重要です。

そのため、最終評価を実施し、設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、計画の達成状況を評価します。

(7)計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、上北山村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の維持管理等について整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を進めていきます。

基本的な考え方は次に示すとおりです。

ア 点検・診断等の実施方針

日常の点検・保守により、建物の劣化や機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や、点検・保守・整備等の業務を行います。また、経年による劣化状況、外的負荷(気候天候、使用特性等)による機能低下、施設の安全性、耐久性、不具合性等について診断、評価し、各施設の課題・問題点等について把握します。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

大規模な改修や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を 踏まえつつ、早期段階において予防的な修繕を実施することで機能の保持、回復を図る予防 保全型維持管理の導入を図り、施設を継続的に運営、利用できるよう推進します。

ウ 安全確保の実施方針

危険性が認められた施設については、診断、評価し、その内容に沿って安全確保のため改修を実施します。(ただし、利用率、効用等を勘案し、総合的な判断により改修せず、供用廃止を検討する場合もあります。)また、点検、診断等により高度な危険性が認められた施設、老朽化等により供用廃止され今後も利用見込みのない施設においては、統廃合及び取り壊しについて検討します。

エ 耐震化の実施方針

みんなが安心して暮らすことができるよう、総合的な防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを推進します。公共施設等の多くは、災害時には避難場所として活用され、庁舎では被害情報の発信や災害対策指示が行われる等、災害活動の拠点として重要となってきます。 平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震化について推進し、計画的に耐震化に取り組みます。

オ 長寿命化の実施方針

点検・診断等の実施により、早期段階において予防的な修繕を実施し、大規模な改修等が 必要とならないよう機能の保持、回復を図ります。また、ライフサイクルコストを縮減し財 政負担への抑制と平準化を図ります。

カ 統合や廃止の推進方針

施設については、人口の減少に伴い利用頻度が少なくなっていくものもあり、統合・複合 化等も視野に入れ、機能を維持しつつ施設の整理・最適化を図ります。

キ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

施設を中長期な視点で整備、運営していくためには、予算措置は不可欠であり、財政部局及び各関係部署と連携し、また総合計画、財政計画と整合性を持たせ、経済的・効率的に運営するよう取り組み体制を構築します。また、全庁的に計画を推進するために、公共施設に関する現状を全職員が把握し、常に効率的、効果的な運営ができるよう、職員一人ひとりが意識を高め必要な取り組みを行います。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本村の人口減少は大きな問題となっていることからも、村民の住居環境の確保をはじめ、移住推進の環境整備を行うとともに、移住後の定住支援や雇用の場の確保が求められています。「しごと」と「ひと」の創生を支える基盤とするとともに、人口減少に対応し、本村の特性を活かした村づくりを推進していく必要があります。そして、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す流れを作ることが必要です。

そして、定住に向けた支援や出産・妊娠・子育て支援、各種産業の活性化等を行うことにより、人口減少の抑制を行い、社会増加を目指す必要があります。

イ 地域間交流

平成2年度に生駒市と本村が友好都市の提携をしてから今日まで、両市村間においてはイベント事業の相互参加、各種団体の交流等を行い、また、和歌山県北山村・奈良県下北山村・上北山村においては、北山三村交流イベントを継続的に開催しながら、広域的観光に取り組んでおり、引き続き多様な交流を展開し、相互の地域の活性化につなげる必要があります。そして、本村には、大台ヶ原や大峯山の代表的な観光資源や北山川といった豊かな清流、弓引き行事や虫送り等の地域の伝統行事があり、人々の暮らしとともに引き継がれてきた文化や風習があります。こうした自然的特性等を最大限活かし、都市部と山間地域との多様な交流を促進し、地域の活性化を図っていく必要があります。

ウ 人材育成

村では、森林や林業に関わっている者または関わっていた者で組織した「上北山村森林活性化協議会」があり、森林組合や村と連携し、森林や林業の現状の課題についての打開策を模索しているところです。協議会のメンバーは森林や林業の知識と経験を豊富にもった人材も加入していますが、高齢者(65歳以上)が多く、若者の担い手が不足しており、知識等の継承ができない状況にあります。

(2) その対策

ア 移住・定住

- 村営住宅や空き家の活用等によって、移住者の受入れ体制を整備していきます。
- 移住についての全ての相談に対応するワンストップ窓口を設置し、移住希望者への住 まいや仕事、教育等あらゆる情報提供を行います。
- 移住前・移住後の地域とのマッチングや個別の相談に細やかに対応する「移住コンシェルジュ」を配置し、子育て中の家族等も安心して移住や地域への定着ができるよう支援します。
- 村内における起業や事業所開設等のプランを公募し、地域における「しごと」の創出

や活性化に寄与すると考えられるものについて、起業等に係る応援資金を支給すること により起業を促進し、移住者・定住者の増加を推進します。

- 村民の結婚から出産・子育てにおいて、祝い金や支援金を給付するとともに、出会い のサポート支援や地域一体となった子育て支援を行います。
- 移住・定住者の負担軽減を図る助成事業を展開し、移住・定住を促進し、地域の活性 化を図ります。

イ 地域間交流

- 村のイベントや特産品等、大峯山や大台ヶ原・池原ダム・北山川の清流といった豊かな 自然、弓引き行事・虫送りといった地域の伝統行事や文化・風習、人々の暮らし等を様々 な手法により積極的に発信・配信し、村外の人々の関心を喚起させ、交流の拡大を図るこ とで、本村への来訪を促します。
- 大台ヶ原を活用した「ヒルクライム大台ヶ原」や「大台ヶ原マラソン」等の交流イベントの開催に加え、観光施設の活用によって観光立村を目指し、地域一体となった観光の活性化を行うことで交流人口の増加を図るとともに、関係人口につなげることに加え、移住や企業誘致を促進します。

ウ 人材育成

○ 村の豊富な森林を活用し、森林の環境保全や景観向上を図り、森林環境や公益性を重視した森林づくりの推進、また、森林から生まれる木材の魅力を最大限に活かした新たな用途開発や木材の活用による地域産業の活性化につなげ、多様な学びを森林から得る「森づくり」活動を担う人材の選定や、その活動の企画や運営が行える村独自の人材育成方法について、村とかねてから交流のある大学とICTの活用も含めた連携を行い、各種事業を実施し、地域の産業振興につなげていきます。

(3)計画

事業計画(令和3年度~7年度)

持続的発展	事業名	事業内容	事業主体	備考
施策区分	事	于木r 1位	尹术工件	NHI 🔑
	(1)移住・定	移住者用賃貸住宅整備事業	上北山村	
住・地域間	住		구-40H141	
交流の促	(4)過疎地域	移住・定住促進対策事業	上北山村	
進、人材育	持続的発展	[事業内容]	工,但四,14	
成	特別事業	• 結婚祝金支給事業		
794	14734 31710	· 結婚定住奨励金支給事業		
		・移住定住促進補助金事業		
		・定住促進住宅家賃助成事業		
		[必要性]		
		移住・定住を促進するため、村内に移住・		
		定住しようとする者の負担を軽減するた		
		め、各種助成事業が必要である。		
		[効 果]		
		移住・定住を促進し、移住・定住人口の増		
		加による地域の活性化を図ることができ		
		る。		
		 豊かな森を活かした地域活性化のための人	上北山村	
		材育成事業(過疎地域持続的発展支援事業)	, ,.	
		[事業内容]		
		村内の森林の環境保全や景観の向上を図		
		り、森林環境や公益性を重視した森づくり		
		活動を担う人材の選定や森づくり活動の		
		企画・運営が行える村独自の人材育成方法		
		について、主軸になる計画を策定するた		
		め、大学と連携し事業を行う。		
		[必要性]		
		森林や林業の知識と経験をもつ若手の人		
		材が不足しているため、林業振興のために		
		も人材の育成が必要である。		
		[効果]		
		林業の担い手を育成するとともに林業や		
		木材産業の振興を図ることできる。		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、上北山村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1)現況と問題点

アー林業

かつては林業で栄えた本村も林業の構造不況に直面して基幹産業の衰退とともに活力を 失っており、森林面積が約97%の本村では林業の振興が地域再生のためには不可欠と言えま す。しかし、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源 の利用は低調であり、木材価格の低迷や生産意欲の低下、過疎化・高齢化による担い手不足 等から、林業生産活動は停滞し、森林の公益的機能の低下が懸念されています。

このような中、林業を生業として成立させるには低コストで施業することが重要であり、 そのためには所有者境界を明確にした上で森林を集約し、大きな面積で施業を実施すること が必要であり、基盤整備としての作業道・作業路の整備はそれら施業の前提となるため特に 重要となります。

林道延長は 76,576m となっており、林野面積 1 h a あたり 3.5mと基幹林道を中心に整備 されてはいるものの、今後も森林の経営、管理に利用するための作業道・作業路を積極的に 維持管理し、林業生産基盤の拡充を図る必要があります。

森林は国土保全など多様な公益的機能を有しており、森林の造成、保育など集団的・効率 的な森林づくりを推進し、豊かな森林資源の保全・造成に取り組んでいく必要があります。

また、地元産材の有効活用や、地域住民の憩いの場、レクリエーションの場として森林を 有効に活用していくことも必要です。

イ 水産業

澄んだ水を生かしてのアメノ魚養殖場は老朽化が進んでいるものの、熊野川源流の村の観光土産品として加工販売するとともに、漁業資源として稚魚や成魚を河川に放流しており、 釣り客に大変好評を得ています。今後も水産資源を保護・管理する取組が必要であり、観光 産業との連携や水産加工の研究開発、流通体制の強化など、関係機関が連携し、具体的な戦略を展開していくことが必要です。

ウ 地場産業

平成元年に山村振興等農林漁業対策事業で建設した特産品加工センターにおいては、指定管理により民間委託していた時期もありましたが、現在は村直営で運営しており、地域の特産品として、とち餅・コンニャク・おかき等を製造し、大台ヶ原物産店・道の駅吉野路上北山・上北山温泉・小処温泉をはじめ村内各販売施設等で村の特産品として販売しています。長引く経済不況により売上額が低迷している状況にあるため、今後、新商品の研究・開発、販路の拡大を推進する必要があります。

エ 起業の促進

人口減少が進む本村において、雇用機会を創出していくとともに、雇用・起業人材を確保 し、新たな商業施設の開設等を目指して、本村のにぎわいを生み出していくことが必要とな っています。また、移住定住の推進や地域経済活性化のためにも雇用の場の創出は重要な課 題となっています。

才 商業

地域生活に欠かせない村民に身近な最寄り品を扱う店舗は数店ありますが、基幹道路の整備が進んだことによる経済圏域の拡大やインターネット販売の浸透などにより消費者の村外への流出が進み、村内購買力が低下しています。また、店舗経営者の高齢化、後継者不足により、維持が困難となり店舗が減少してきており、今後も減少することが予測され、買い物支援などについての検討が必要です。

村としては経済基盤を担う商業振興について、平成30年度に道の駅にコンビニエンスストアを新たに開業したほか、休業していた宿泊施設の営業を再開させ、商業の活性化及び観光立村に向けた取り組みを進めていますが、商業の活性化には十分な取り組みとは言えない状況です。

カ 観光又はレクリエーション

村の北東部には吉野熊野国立公園のシンボル的存在である大台ヶ原があり、風光明媚なこの山の自然を求めて多くの観光客が訪れています。また、村の西方には平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として我が国12番目の世界遺産に登録された「大峯奥駈道」の大峯山脈がそびえ、本村においては大普賢岳から孔雀岳に至る大峯山脈の核心部18.5㎞がこの指定地域となっています。この大普賢岳の麓に位置する和佐又山は大峯山脈の登山基地として、これら山々の大自然を求めて訪れる多くの人々に親しまれ、冬は積雪もあるため雪遊び場としても利用されています。登山客をはじめ、観光客を受け入れる温泉施設として上北山温泉、小処温泉、宿泊施設として「フォレストかみきた」を整備しています。

以上のように本村には多彩な観光資源があり、こうした自然的特性を最大限活かし、都市 部と山間地域との多様な交流を促進し、地域の活性化を図っていく必要があります。

特に世界遺産登録を機に森林資源、清流、渓谷等の豊かな自然と共生した観光産業も将来に渡っての重要な産業と位置付けており、平成28年3月にエリアの拡張登録が決定した「大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク」のネームバリューも活用しながら、観光情報発信、利用者の利便性の向上を図り、観光客の誘致を図る事を目的とし地域の振興を推進していく必要があります。

そして、大台ヶ原を活かした「ヒルクライム大台ヶ原」や「大台ヶ原マラソン」といった イベントの開催をはじめ、温泉施設や宿泊施設、道の駅の施設など観光施設も整ってきてお り、ソフト事業とハード事業を連携させて広域での観光業の活性化が必要となります。

そのため、本村における観光資源の発掘を行うとともに、エコツーリズムやナイトライフ 観光といった新たな観光ニーズを創出し、そして、観光で来訪する交流人口の滞在時間や交 流時間の増加を行い、関係人口へとつなげていくことによって、本村の魅力を発信していく 必要があります。

しかし、和佐又山に整備した休養休憩施設のヒュッテは老朽化が激しく倒壊の恐れがあり、 令和2年度に解体したため、今後、登山客とキャンプ客等の観光客を受け入れるために和佐 又山全体を整備する必要があります。さらに、世界遺産登録を機に多くの登山愛好家がこれ らの山々を目指して賑わっていますが、健脚者だけの険しい山というイメージも強く、一般 観光客を集客するには安全に歩ける歩道整備が必要となります。

また、平成2年度に生駒市と本村が友好都市の提携をしてから今日まで、両市村間においてはイベント事業の相互参加、各種団体の交流等を行っており、また、和歌山県北山村・奈良県下北山村・上北山村においては、北山三村交流イベントを継続的に開催しながら、広域的観光に取り組んでおり、引き続き多様な交流を展開し、相互の地域の活性化につなげる必要があります。

(2) その対策

ア 林業

- 計画的な林道網の整備により林業の基盤整備を進めるとともに、林業経営の安定化、生産性を高めます。
- 森林組合と連携を図りながら、森林環境の整備・向上をはじめ、林材のブランド化を図るとともに、枝打ち等による健全な森林の造成・管理を促進していきます。
- 林業をサポートする職員の採用や林業体験ツアー等の実施による新規就労者の獲得により、林業における担い手の確保・育成を促進します。
- 森林資源の有効活用のため、林産物の多角的な活用によって、林業全体の発展を目指します。
- 樹木や木材といった豊富な資源を活かすとともに、所得の向上を目指し、新たな視点を 加えることによる山のしごとの創出を図ります。

イ 水産業

○ アユやアマゴを天敵であるニゴイやカワウから保護するとともに、観光と結びついた釣り客の誘致や自然保護の観点から河川の基盤整備等を行い、漁業・水産業の体質強化を促進します。

ウ 地場産業

○ 観光客も多く来訪する本村において、お土産品や商業としての特産物開発が求められて います。そのため、特産物やお土産品の加工・開発を行い、販路の拡大を図ります。

エ 起業の促進

- 村内の経済活性化を目指すとともに商業の充実を図っていくために、店舗等開設に関する一般創業等において、事業計画書の作成やニーズ調査等を官民連携で行い、起業支援補助金による金銭的な補助も行っていきます。また、創業機運の醸成を図り、創業希望者の増加にも努めます。
- 就労環境の整備や創業・起業支援の環境を整えるとともに、雇用・起業人材の確保に努めます。そのために、地域おこし協力隊制度の活用や UIJ ターンの促進を図ることに加え、インターン学生の受入れ支援やプロボノ人材の利活用についても検討を行い、多角的な人材流入の支援を行います。

才 商業

- コンビニエンスストアの継続した運営を行っていくとともに、新たな商業施設やインターネット販売、移動販売等による商業の活性化を目指していきます。
- 特産物やお土産品の加工・開発を行っていくとともに、宿泊施設「フォレストかみきた」 を中心として、村内の観光業や宿泊業の活性化を行います。
- 村民向け商品券を発行し、住民の生活支援と村内における購買の喚起を図り、商業の活性化を図ります。

カ 観光又はレクリエーション

- 従来から開催している大台ヶ原を活かした「ヒルクライム大台ヶ原」や「大台ヶ原マラ ソン」を今後も継続し、観光資源を活かした活性化を行い、上北山温泉や道の駅といった 観光施設と連携した村全体での観光業の活性化を図ります。
- 雄大な自然環境を活かしつつ、地域全体で歴史文化等の本村固有の魅力を観光客へ伝えるエコツーリズムの取り組みを実施するともに、夜間・早朝の時間を活用して、星空やプロジェクションマッピングを行うナイトライフ観光、水辺空間に人々が集い憩いの場となるよう河川環境等の整備、自然体験等、河川をフィールドとしたリバーツーリズムの実施の検討等、新たな観光資源の発掘や検証を行います。
- 従来の交流人口に加え、本村の村民と交流を持ったり、長期滞在をしながら本村の自然 環境等を楽しんだりする関係人口の創出を目指し、本村のコアファンとして根付いてもら えるような仕組みづくりを目指します。
- 道の駅及びその周辺施設や水辺を子供や家族連れも楽しめる観光拠点として整備するとともに、本村の代表的観光資源である大台ヶ原方面から小処温泉に加え、渓流釣りやバスフィッシング等のアクティブを経て、道の駅に至る道路等の整備を行い、来訪者の循環を図ることにより、村内における観光消費の拡大を推進します。
- 和佐又山に登山やキャンプの拠点となる管理棟を始めとする各種施設を整備し、観光産業の活性化、雇用の創出により地域の活性化を図ります。
- 宿泊施設の補完と来訪者の村内滞在時間の延長による村内消費の拡大のために、オートキャンプ場の開設を目指します。
- イベントやお土産品等の情報はもちろん、大峯山や大台ヶ原、北山川の清流といった豊かな自然や、弓引き行事、虫送りといった地域の伝統行事や文化・風習、人々の暮らし等を様々な手法により積極的に発信・配信し、村外の人々の関心を喚起し、交流の拡大を図ります。
- 友好都市の生駒市や交流のある和歌山県北山村、奈良県下北山村との交流イベントを継続的に開催しながら、広域的観光に取り組んでいきます。

(3)計画

事業計画(令和3年度~7年度)

事業名	事業内容	事業主体	備考
(施設名)			
(9) 観光又はレク	和佐又山全体整備事業	上北山村	
リエーション	旧上北山温泉解体及び跡地整備事業	上北山村	
	観光施設整備事業	上北山村	
(10)過疎地域持	生活応援商品券発行事業	上北山村	
続的発展特別	[事業内容]		
事業			
	商品券の助成を行う。		
	[必要性]		
	化につながることが期待できる。 		
	和化力小定治維供士授於事業	1. 46 (1.44	
		工化田利	
	2 4 7/61 4 11 3		
	71.00		
	,		
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	(施設名) (9)観光又はレク リエーション (10)過疎地域持	(施設名) (9)観光又はレク リエーション 和佐又山全体整備事業 旧上北山温泉解体及び跡地整備事業 観光施設整備事業 (10)過疎地域持 続的発展特別 事業 生活応援商品券発行事業 [事業内容] 村民に商品券を発行し、商店等に 商品券の助成を行う。	(施設名) (9) 観光又はレク リエーション 和佐又山全体整備事業 上北山村 担土北山温泉解体及び跡地整備事業 生北山村 観光施設整備事業 生活応援商品券発行事業 生活応援商品券発行事業 [事業内容] 村民に商品券を発行し、商店等に商品券の助成を行う。[必 要 性] 村民の生活支援や商店等の経営支援のために、商品券を発行し、村内の消費喚起を図る必要がある。[効 果] 商品券の発行により村内商店等の経営支援を図り、地域経済の活性化につながることが期待できる。 和佐又山運営準備支援等事業 [事業内容] 「和佐又ヒュッテ」のオープンに向け、広報支援及び運営準備支援業務等の委託を行う。[必 要 性] 施設の効率的かつ効果的な開設及び運営を図るために、専門知識を有する業者の支援が必要である。[効 果] 施設の効率的かつ効果的な開設及

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
上北山村全域	製造業、情報サービス業等、	令和3年4月1日~	
	農林水産物等販売業、旅館業	令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、上北山村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 防災行政用無線設備

村より地域住民への情報伝達については、デジタル化に対応するため令和元年度及び2年 度において防災情報伝達システムを整備し、各家庭にタブレット端末を配布し、防災情報や 行政情報等の配信を行っており、今後も適切な運用が必要です。

イ 情報化

2011 年からの完全地上デジタル放送に対応するために新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を平成16年度に実施し、情報インフラの構築を行いましたが、昨今のインターネットの高速化や耐災害性強化のため、令和2年度に光ファイバーを各戸へ敷設するFTTH方式によりケーブルネットワーク施設の整備を行い、村内全域に超高速ブロードバンドサービスが提供されています。

携帯電話サービスは、国道沿い及び県道沿いや集落付近においてはアンテナが整備されており、住民生活主要地域については解消しているものの、観光地においては、いまだ携帯電話サービスを利用できない所もあり、観光客にとって通常の利用に加え、緊急時の連絡手段など携帯電話の必要性は高く、サービスエリアの拡大や公衆無線LAN等の整備など、対応が必要です。

(2) その対策

ア 防災行政用無線設備

○ 防災情報伝達システムによるサービスの充実を図り、村と村民を繋ぐ情報共有ツールと して、便利で快適な生活環境を推進します。

イ 情報化

○ 村ホームページやSNS等の利活用により情報提供サービスの充実を図り、どこにおいても必要な情報が入手できるよう、公衆無線LANを整備し、WiFiアクセスポイントの充実を図ります。

(3)計画

事業計画(令和3年度~7年度)

持続的発展	事業名	事業内容	事業主体	備考
施策区分	(施設名)	7 X 17 I	4人工11	UII J
	(1) 電気通信施			
ける情報化	設等情報化の			
1) O H TK ILL	ための施設			
	その他	 公衆無線LAN整備事業	上北山村	
	(2) 過疎地域持	防災行政情報伝達システム維持・管理事	上北山村	
	続的発展特別	業	7746 H441	
	事業			
	1.710	防災行政情報伝達システム運用委託		
		[必 要 性]		
		村民に防災情報だけでなく様々な行		
		政情報等を伝えるため、防災行政情報		
		伝達システムの運用の維持が必要で		
		ある。		
		[効 果]		
		防災情報・行政情報等を村民に伝える		
		ことにより住民サービスの充実を図		
		り、村と村民をつなぐ情報共有ツール		
		として便利で快適な生活環境を推進		
		することができる。		
		上北山村ホームページリニューアル事	上北山村	
		業		
		[事業内容]		
		誰もが目的の情報にたどり着きやす		
		く、見やすく、最新の情報を得られる		
		ホームページにリニューアルする。		
		[必要性]		
		現在の村のホームページは平成21年		
		度にリニューアルしたが、社会環境の		
		変化とともに必要となる機能等が不		
		足していることから、リニューアルす		
		る必要がある。		
		[効 果] 		
		村民、観光客、移住希望者等が情報を得やすいホームページになり、利用者		
		の利便性の向上を図ることができる。		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、上北山村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本村には、村の中央部を南北に縦断する国道 169 号と、この国道から分岐し、大台ヶ原への連絡道として県道大台ヶ原公園川上線、小橡川に沿って北方へ県道大台河合線、東の川水系に沿って国道 425 号、また 国道 169 号より分岐し天川村・御所市を経由して大阪市とを結ぶ国道 309 号があります。そのほとんどが谷間や山の傾斜に開設されたものであり、屈曲も多く自然災害に弱い道路です。

国道 169 号は紀伊半島アンカールートの一部を形成するとともに、第二次緊急輸送路とし て指定されており、災害時において重要な役割を担う道路となっています。また、国道 309 号は冬季通行止めとなるため、国道 169 号は地域にとって年間を通じて安定的に利用する唯 一の幹線道路です。国道 169 号の村内区間については、二車線改良済となっていますが、本 村河合から下北山村前鬼の間はダムによる付け替え道路であり急カーブの連続であるため、 交通事故や崩土が多発しています。また、5つのトンネルと4つの橋梁からなる伯母谷工区 については、平成15年1月に竣工したことにより、最も気象条件が厳しい交通の最難所は解 消されましたが、昭和41年開通の「新伯母峯トンネル」においては、旧規格のトンネルであ り、大型車両同士の対向が困難で利便性・通行性の面で問題を有しており、トンネル内での 交通事故も発生している現状にあります。現在、国直轄事業により新しいトンネル「伯母峯 峠道路」の整備が進められていますが、新伯母峯トンネルに替わる新たなルートとして、強 靭な道路ネットワークを確保し、災害時の搬送・輸送ルートを確保するとともに、地域経済 の活性化に寄与することが期待されており、早期の竣工が望まれます。そして、国道 169 号 については生活、経済、産業、文化を繋ぐ幹線道路であり、村民にとって重要な路線である にもかかわらず、たびたび崩土等により長期の全面通行止めになるなど、日常生活や地域経 済に深刻な影響を与えており、国道の整備状況は未だ十分とは言えない状況にあります。

県道大台河合線については、上流には小処温泉があり通行車両が年々増加の傾向にありますが、狭隘な箇所も多く、当県道に接続されている県道大台ヶ原公園川上線までの村道、林道を整備し大台ヶ原からの通行車両も増加しています。

村道については、歩車道併せて 77 路線、63.9km ですが、改良率は 47.2%と未だ低水準です。村道は主要な観光地である大台ヶ原や和佐又山へのアクセス道路として重要な路線も多く、観光地から村中心地へ誘客し村内の活性化に役立つ路線として期待されており、今日まで改良し整備を進めてきたところですが、危険な箇所はいまだ多く、「安心・安全な道路網の整備」として今後も整備が必要です。また、村道に架かる橋梁については建設から 40 年以上経過しているものが大半を占めており、老朽化が懸念されることから長寿命化等、通行の安全確保への早急な対策が必要です。

イ 林道

本村にとっての林道は、林産物の搬出や作業道などの森林育成等の利用にとどまらず、一

般村道と同様、生活に直結した公共道路としての役目を果たしているものも多く、浄水場と 直結するものや国道のう回路となる重要な路線もあり、また主要観光地とを繋ぐ路線もある ことから整備を行っていますが、まだまだ落石等の危険がある箇所も多いため、継続して整 備が必要です。また、林道に架かる橋梁やトンネルは老朽化が懸念され、長寿命化等、通行 の安全確保への早急な対応が必要です。

ウ 公共交通

村内においては診療所等への送迎のため、コミュニティバスを自主運行しており、高齢者 にとって重要な交通手段となっています。

路線バスの運行については、以前は奈良交通(株)によりバス運行がおこなわれていましたが、利用者の減少から厳しい経営状況となり廃止となったため、近隣2町3村が共同して連携コミュニティバスを運行し地域住民の交通手段を確保していますが、上り下り1便ずつの最低限の運行であり、村外の病院等に通うには利用しにくいもとなっています。要支援・要介護認定を受けている方等への外出支援サービスは行っていますが、今後、福祉の観点からも村民に対する移動への支援が必要です。

(2) その対策

ア 道路

- 国・県との連携を図り、国道・県道の整備を促進します。
- 国道 169 号「伯母峯峠道路」について、国・県との連携を図り、早期の整備完了を推進 します。
- 生活の利便性や安全性の向上を図るとともに、観光などの産業面でも期待される村道の 改良・整備を促進します。
- 老朽化した橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき維持補修を行っていきます。

イ 林道

○ 森林整備や観光の振興に寄与する林道の整備を促進します。

ウ 公共交通

- 安定した交通体系を維持するため、引き続き連携コミュニティバスの運行を維持し、利用促進及び利便性の向上を図ります。
- コミュニティバスの維持・向上を図り、コミュニティバスを補完するデマンド交通や外 出支援等の移動手段を確保するなど、利用者ニーズへの対応や交通サービスの充実を図っ ていきます。

(3)計画

事業計画(令和3年度~令和7年度)

持続的発展	3 年度~〒和 / 平 事業名	事業内容	事業主体	備考
施策区分	(施設名)		予 从工作	Vm · J
4 交通施設の				
整備、交通手	道路	和佐又~伯母峯線	上北山村	
段の確保		和佐又~大峯線	上北山村	
		二又~経ヶ峯線	上北山村	
	橋りょう	橋梁等長寿命化修繕事業	上北山村	
	(3) 林道	サンギリ線	上北山村	
	(3) 711,0	河合深野線	上北山村	
		辻堂山線	上北山村	
		白川又線	上北山村	
		橡谷西ノ谷線	上北山村	
		備後川線	上北山村	
	(6)自動車等			
	自動車	マイクロバス購入事業	上北山村	
	(9) 過疎地域自 立促進特別	橋梁等定期点検事業 [事業内容]	上北山村	
	事業	老朽化している村内の橋梁やトンネ		
		ルの状況を把握・診断し、今後の必要		
		な措置を特定するための情報を得る。		
		[必要性]		
		村道や林道における安全で円滑な交		
		通の確保と沿道や第三者への被害防		
		止を図るため、維持管理を適切に行う		
		必要がある。		
		[効果]		
		村道や林道の維持管理を適切に行うこ		
		とにより、安全で円滑な交通の確保と沿		
		道や第三者への被害防止を図ることが		
		できる。		
		国道 169 号連携コミュニティバス維持事	上北山村	
		業		
		「事業内容]		
		連携コミュニティバスを運行する2		
		町3村で組織された南部地域公共交		
		通活性化協議会へ分担金を支払う。		
		[必要性]		
		村民の移動手段の確保のため、連携コ		
		ミュニティバスの維持が必要である。		
		[効果]		
		連携コミュニティバスを継続して実施		
		することにより、村民が安心して暮らし		
		続けられる生活交通を確保することが		
		できる。		
		連携コミュニティバス利用促進事業	上北山村	
		[事業内容]		
		連携コミュニティバス利用者に運賃		
		の助成券を発行する。		

[必 要 性] 連携コミュニティバスの運賃が高額となるため、利用者の経済的負担を軽減するため助成が必要である。 [効 果] 連携コミュニティバス利用者の経済的負担を軽減するとともに利用者の増加を図ることができる。		
デマンド交通事業 [事業内容] 村でデマンド交通を運行する。 [必 要 性] 村民の生活交通を確保するため、コミュニティバスを補完するデマンド交通の運行が必要である。 [効 果] デマンド交通の運行により、村民が安心して暮らし続けられる生活交通を確保	上北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、上北山村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

することができる。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 簡易水道

本村の集落形態は、大きくは4大字5集落であり、簡易水道施設は5箇所に設置し水道普及率は100%となっていますが、既設の水道施設は老朽化が進んでおり、維持・補修・更新が必要となっています。

簡易水道事業については、公営企業会計の適用や水道法改正等の国の制度改正へ対応するため、令和2年度より県内の10村で固定資産台帳及び水道施設台帳の整備を共同発注し整備を進めているところです。

各給水区については、導水管等の更新を行っていますが、未だ未改良区間があり、それらの早期整備が必要です。今後、全体的に施設の老朽化による修繕等が増加することが見込まれ、計画的な更新が必要です。

イ 下水処理施設

本村は平地が極端に少なく、公共下水道や集落排水施設については敷地の確保が難しいため、下水処理場の建設は困難な状況です。し尿処理等については、くみ取り式と単独浄化槽による簡易水洗化が増える中、生活雑排水については河川へ放流されていましたが、水質汚染が問題になり、清流、渓谷美は本村の貴重な観光資源であることから、河川の汚染防止のため平成7年度から浄化槽の設置補助事業を行っており、今後も浄化槽の設置による水環境の汚染防止対策が求められています。

ウ ごみ処理施設

村内の家庭等から排出されるごみ処理については、昭和 46 年に下北山村と衛生一部事務組合を設立し、昭和 49 年に処理場が完成しましたが、老朽化等に伴い新たに平成 15 年に新処理場を整備し運営しています。しかし、近年、この施設においてもゴミ処理作業車両を含め焼却施設の部品の傷みや劣化が激しく、定期的な改修が必要となっています。

近年の生活様式の変化、消費生活の多様化、観光客等の増加によりゴミ類、廃棄物の排出量が年々増加してきており、分別化とリサイクルの推進を積極的に行う必要があります。

エ し尿処理施設

し尿処理施設についても、上下北山衛生一部事務組合で事業を行っており、開始から 35 年 以上が経過し、施設が老朽化していますが、補修修理をしながら業務を行っているところです。

才 火葬場

昭和62年から上下北山衛生一部事務組合により火葬場を設置し運用していますが、施設の老朽化が進んでいます。近年は、村外の葬儀場や斎場の利用が増えており、火葬場の利用は減っている状況ですが、不可欠な施設であるため、今後、施設の改修等を図る必要があります。

力 消防施設

本村の常備消防体制は平成 10 年から吉野広域行政組合消防本部へ事務委託し行ってきま

したが、奈良県の消防広域化に伴い奈良市及び生駒市を除く市町村により奈良県広域消防組合が設立され、平成26年度から適用されています。隣村の下北山村に分署が設置されていますが、火災発生等の緊急の場合は距離的な問題があり、地域の消防団に頼らざる負えない状況です。

現在、本村消防団員は本部と4分団を合わせ約85名(定数100名)により編成されています。近年の全国的な大規模な風水害、地震等の自然災害の発生により村民の不安は高まっており、集落においては高齢者の一人暮らしが年々増加傾向にあり、住宅火災の発生も懸念されます。そのような状況の中、村の防災体制の要である地域に根差した消防団の防災力の維持が課題となっています。消防団には防火防災活動に加え、災害時の救助活動、遭難者や行方不明者の捜索等が求められており、地域からの期待は大きく、重要な役割も担っています。消防団においては、各分団の拠点となる詰所や消火活動に必要な消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、消火栓・防火水槽等について整備されていますが、老朽化しており、計画的に更新し、地域の消防力の維持及び強化を図る必要があります。また、奈良県広域消防組合における本村管轄消防署の可搬ポンプ車等の更新や複雑・多様化する消火や救急活動を行うための高度な機器の導入を図る必要があります。

キ 公営住宅

本村の公営住宅は42戸、特定公共賃貸住宅が15戸、単独住宅が11戸の計68戸ありますが、住宅自体や設備の老朽化が進んでおり改築や修繕が必要となっています。また、水洗化されていない住宅も多いため合併処理浄化槽等の設置により生活環境の向上を図る必要があります。

更に、近年、地域おこし協力隊などの移住により公営住宅の空き家が少なくなっており、 移住・定住を進める上で公営住宅の整備が必要な状況となっていますが、過去には空き家が 増えていたこともあり、今後の人口規模を考慮した公営住宅の設置及び運営の方向性につい て検討する必要があります。

ク 防災

防災体制については、地域防災計画の更新を行い、その計画に基づいて災害応急対策の確立や住民の自主防災体制の充実を推進していくとともに、洪水・土砂災害等の自然災害に対する対策の強化を進めていく必要があります。

ケーその他

給油所は、ガソリン等の供給など住民生活を支える重要なインフラ機能を担っており、 また、災害等緊急時の石油製品を確保するため、災害対策の拠点の一つとして位置づけられていますが、現在、村内には1箇所しかないため、今後、地域の生活基盤の維持及び災害時における備えとして、給油所の存続による石油製品の確保維持が課題となっています。

(2) その対策

ア 簡易水道

- 公営企業会計の適用に向けて、固定資産台帳及び水道施設台帳を整備して資産管理を 行い、長期的な視点で水道施設の計画的な更新と財政収支見通しを行うことにより、水 道の安定供給を図っていきます。また、公営企業会計の適用に必要な例規及び会計シス テム等の整備を行います。
- 公営企業会計適用後は、会計処理及び財務諸表の作成に係る業務について支援を受け、 適正な運用を行っていきます。
- 安全な水を安定的に供給するため、浄水場、取水施設、導水管等の簡易水道施設について、効率的かつ計画的な維持補修・更新等を行っていきます。

イ 下水処理施設

○ 浄化槽の設置補助を行い、住環境の向上を行うとともに水環境の汚染防止対策を推進し、 環境保全の促進を図ります。

ウ ごみ処理施設

- 上下北山衛生一部事務組合により運営している焼却施設の定期的な改修や収集車の更新 を行い、適正な処理能力を維持していきます。
- ごみのリサイクルや分別の強化を推進し、地域環境の保全を推進していきます。
- 家庭用生ごみ処理機の購入補助を行い、ゴミの削減を推進します。

エ し尿処理施設

○ 上下北山衛生一部事務組合で運営しているし尿処理施設の計画的な維持補修・更新等を行っていきます。

才 火葬場

○ 上下北山衛生一部事務組合で運営している火葬場の計画的な維持補修・更新等を行っていきます。

力 消防施設

- 消防力の強化を図るため、必要な団員の確保、拠点施設及び消火配管等の整備、装備の 近代化、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ付積載車等の更新など消防団の強化を図りま す。
- 効果的な消防活動の確保を図るため、奈良県広域消防組合と連携し、消防署における高 規格救急車、消防ポンプ自動車、救助機材および装備を計画的に更新するとともに装備品 を充実させ近代化を図ります。

キ 公営住宅

- 公営住宅の長寿命化や水洗化を図るため、効率的かつ計画的な維持補修・改修を行います。
- 村営単独住宅を新たに整備し、移住者・定住者等の受け入れ環境を整備します。

ク 防災

○ 災害時に的確に対応できるよう「地域防災計画」に基づき、情報収集・連絡体制、生活支援対策などの強化に努め、地域や関係機関と連携した災害応急体制の強化を図りま

す。

○ 近年多発する大雨による土砂災害から命を守るため、土砂災害警戒区域等に指定されている地域の避難所及び避難経路を検討し、土砂災害ハザードマップを作成します。

ケーその他

○ 地域での日常生活や災害時における石油製品の安定供給のため、給油所の維持・確保 に取り組みます。

(3)計画

事業計画(令和3年度~令和7年度)

	13年度~令和/年度			f-11a -1-a
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	給水区配水管布設替事業	上北山村	
	(2)下水処理施設 その他	浄化槽設備整備事業	上北山村	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	上下北山衛生一部事務組合負担金事業	上下北山 衛生一部 事務組合	
	し尿処理施設	上下北山衛生一部事務組合負担金事業	上下北山衛生一部事務組合	
	(4)火葬場	上下北山衛生一部事務組合負担金事業	上下北山 衛生一部 事務組合	
	(5)消防施設	小型動力ポンプ付積載車更新事業 消火配管設備設置事業	上北山村 上北山村	
	(6)公営住宅	公営住宅整備事業 村営単独住宅整備事業	上北山村 上北山村	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	簡易水道施設台帳及び固定資産台帳整備事業 [事業内容] 公営企業法適用に向け、簡資資金業法適用に向び固定を整備する。 [必 簡易水産 性]	上北山村	
		向けて必要な例規整備及び企業会 計システムの構築等を行う。 [必 要 性] 簡易水道事業の公営企業法適用に 向け例規整備及び企業会計システムの構築等を行う必要がある。 [効 果] 公営企業法適用により経営状況を 的確に把握し、財政マネジメント		

	の向上に取り組むことができる。		
	簡易水道事業公営企業会計運用支援 業務委託事業 [事業内容] 公営企業会計の会計処理及び財務 諸表の作成に係る業務について支 援を受け、適正な運用を行う。 [必 要 性] 公営企業会計の適正な運用のため に支援を受ける必要がある。 [効 果] 公営企業会計の適正な運用を行う ことができる。	上北山村	
	地域防災計画策定事業 [事業内容] 地域防災計画の策定を委託する。 [必 要 性] 既存の地域防災計画は策定から 5年が経過しているため、更や住民の自主防災体制の充実を推進していくとともに、洪水・土砂災害に対する対策の確立や住民の自然災害に対するる。 [効 果] 災害応急対策の確立や住民の自とといい。 [効 果] 災害応急対策の確立や住民の自主に、洪水・土砂災害等の自然災害に対するとともに、洪水・土砂災害等の自然に、洪水・土砂災害等の自然に、洪水・土砂災害等の自然に、洪水・土砂災害等の強化を図ることができる。	上北山村	
	土砂災害ハザードマップ作成事業 [事業内容] 土砂災害ハザードマップを作成する。 [必 要 性] 住民の命を守るため土砂災害に対する対策の強化を進めていく必要がある。 [効 果] 土砂災害に対する対策の強化を図ることができる。	上北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、上北山村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者・障害者福祉

平成27年国勢調査における村の人口が512人に対し、65歳以上の高齢者人口は252人であり、高齢化率は49.2%となっています。また、令和3年4月1日現在の住民基本台帳では、人口471人に対し、高齢者人口が236人であり、高齢化率は50.1%と、全国平均を大きく上回っています。また、一人暮らし及び二人暮らし老人世帯の増加等により、支援の必要な高齢者は増加傾向にあり、高齢者福祉の充実は急務となっています。

介護保険の制度や利用は定着していますが、山村へき地の本村には介護サービス事業者の参入がなく、上北山村社会福祉協議会が介護保険事業者指定を受け、「ワースリビングかみきた」を拠点に、訪問介護や通所介護並びに福祉サービス事業を実施していますが、ヘルパー等の人員確保に苦慮しています。

老人保健施設、特別養護老人ホーム並びに養護老人ホーム等の施設サービスについては、村内に事業所がないため、他市町村の施設利用により対応しています。

今後も、高齢化がより進行することが想定され、高齢者の実態と地域の実情を的確に把握しながら、保健・医療・福祉が連携した高齢者施策の展開に努めていく必要があります。家族の介護負担も軽減させていく必要があり、将来的な介護職の不足により高齢者の増加に対応できない状況も想定されるため、今後は介護状態の悪化を防ぐための介護予防サービスが果たす役割が大きくなります。高齢者が生きがいを感じながら元気に生き生きと生活を送れるよう、地域包括支援センターを中心に更なる介護予防の推進が必要となります。

また、身内の方が近くにいない一人暮らしの高齢者が増加し、過去には孤独死などの事例も 発生していることから、平成25年度より一人暮し世帯の高齢者を対象に見守りシステムを導 入し、安全・安心な村づくりを推進していますが、今後ますます需要が高まることが想定され、今後も事業の継続や充実が必要です。

さらに、移動手段を持たない要支援・要介護認定を受けている高齢者や障害者に対し、村外 の病院に通うための外出支援事業を実施しており、多くの方が利用され、今後も事業の継続 が必要です。

イ 児童福祉

平成27年国勢調査における村の人口が512人に対し、0歳~14歳の人口は17人であり、人口に占める割合は3.3%となっており、過疎化や出生率の低下に伴う少子化は深刻な問題となっています。また、核家族化、共働き世帯の増加などにより児童を取り巻く環境が変化している状況の中で、公立保育所を1か所設置し保育サービスを実施していますが、現在、保育士の数は最低限確保できているものの、今後、保育士の確保等、受け入れ体制の整備を行う必要があります。

保育施設については、昭和 49 年に認可保育所を設置し、施設整備に努めて健全な保育を推進してきましたが、児童数の減少から平成 29 年度に上北山中学校の改修工事を行い、保育施

設を移設し、保・小・中一貫教育を実施していますが、近年、出生数が増え、現在の保育スペースでは今後受入れができなくなるため、新たに保育施設の整備が必要となっています。また、旧保育施設の利用について検討が必要です。

今後、少子化が進んでいる中、本村の置かれている地域性を考慮して、「子ども子育て支援 事業計画」に基づき、地域の実情に合った保育事業や子育て支援を展開し、子どもを安心して 生み育てることができる環境づくりと社会づくりが必要です。

ウ 保健センター

保健、医療、福祉サービスの一体化を図るため、平成9年度に保健センター「ワースリビングかみきた」を整備し、高齢者の健康増進、福祉サービスの充実を積極的に推進してきましたが、保健センターは、建設から20年以上経過しているため、経年劣化が見られます。保健、医療、福祉サービスの拠点として重要な施設であるため、今後、維持補修や長寿命化が必要となってきます。

(2) その対策

ア 高齢者・障害者福祉

- 高齢者の在宅生活を支えていくため、高齢者一人ひとりや地域の実情に応じた介護予防・ 生活支援・家族介護支援サービスの充実を図ります。
- 移動手段を持たない高齢者等の生活交通手段の確保を図ります。
- 高齢者の温泉保養による健康増進を図ります。
- 地域における介護・福祉活動の中心を担う社会福祉協議会との連携を強化するとともに、 人材の確保・育成など住民の地域福祉活動を支援します。
- 高齢者見守りシステムの継続・充実及び利用促進を図ります。

イ 児童福祉

- 安心して子供を産み育てられる環境を実現するため、子育て世帯に対する経済的支援の充 実、保育サービスの充実等を推進していきます。
- 保育施設の計画的な改修、備品等の整備・充実に努めて保育機能の強化を図っていきます。
- 新たな保育施設を整備し、園児の保育環境の充実を図ります。
- 「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

ウ 保健センター

○ 本村にとって保健センターは、保健、医療、福祉サービスの拠点として重要な施設である ため、維持補修や長寿命化等の整備を行っていきます。

エ その他

- 「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会や地域住民とともに、地域福祉施策を総合的 に推進していきます。
- 「いのちを支える支援計画」を策定し、自殺対策施策を総合的に推進していきます。

(3)計画

事業計画(令和3年度~令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環 境の確保、高	(1)児童福祉施設 保育所	保育園新設事業	上北山村	
齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(7)市町村保健センター及び母子健康保健包括支援センター	保健センター更新事業	上北山村	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業	子育て世帯支援事業 [事業内容] ・誕生祝金支給事業 ・子ども子育て支援金支給事業 [必 要 性] 次代を担う若者の定住を促進するため、子育て世帯の経済的負担の軽減と子でを産み育てやすい環境の整備を図る必要がある。 [効 果] 子育て世帯の経済負担の軽減を図ることにより、子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに若者のにより、地域振興の担い手として活力ある地域づくりを推進することができる。	上北山村	
		社会福祉協議会運営費補助事業 [事業内容] 村社会福祉協議会の運営費に対する補助。 [必 要 性] 村社会福祉協議会は、村内で唯一の介護サービス事業者であり、地域福祉を守るため、運営を支援する必要がある。 [効 果] 支援を行うことで、安定的な事業運営が行われ、地域福祉の向上を図ることができる。	上北山村	
		高齢者見守り支援事業 [事業内容] 高齢者見守りシステム事業委託 [必 要 性] ひとり暮らしの高齢者世帯が永年住み慣れた村で安心して生活できるよう支援が必要である。 [効 果] ひとり暮らしの高齢者世帯において、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることができ、永年住	上北山村	

み慣れた村で安心して生活できるよ うになる。 上北山村 子ども子育て支援事業計画策定事業 「事業内容〕 令和7年度から令和11年度までの5 年間を計画期間とする「第3期上北 山村子ども・子育て支援事業計画」 を策定する。 [必要性] 切れ目ない子ども・子育て支援施策 を総合的に推進するため、「第3期上 北山村子ども・子育て支援事業計画」 を策定する必要がある。 [効 果] 子ども・子育て支援に係る現状を把握 し、課題を整理するとともに、子ど も・子育て支援施策を総合的に推進す ることができる。 地域福祉計画策定事業 上北山村 「事業内容] 令和7年度から令和11年度までの5 年間を計画期間とする「第2期上北 山村地域福祉計画」を策定する。 [必要性] 切れ目ない地域福祉施策を総合的に 推進するために「第2期上北山村地 域福祉計画」を策定する必要がある。 果] 近年の社会経済情勢や地域福祉を取 り巻く現状を把握し、今後の地域福祉 の理念や基本的な進め方を定めると ともに、社会福祉協議会や地域住民と ともに、地域福祉施策の推進を図るこ とができる。 いのちを支える支援計画策定事業 上北山村 [事業内容] 令和7年度から令和11年度までの5 年間を計画期間とする「第2期上北 山村いのちを支える支援計画」を策定 する。 [必要性] 切れ目ない自殺対策施策を総合的に 推進するために「第2期上北山村い のちを支える支援計画」を策定する 必要がある。 [効 果]

ができる。

自殺の状況や社会情勢、自殺対策を取 り巻く現状や環境の変化を把握し、自 殺対策施策を総合的に推進すること

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

村内の医療機関は上北山村国民健康保険診療所のみであり、産婦人科・眼科・耳鼻科・整形外科・歯科等の専門の医療機関や入院施設はなく、専門医の受診や入院が必要な場合は、村外の医療機関に出かけなければなりませんが、公共交通の減少により、特に高齢者にとっては通院等に支障をきたしています。

医師は、昭和 55 年より奈良県から自治医科大学卒業医師の派遣を受け、医師1名で診療を行い、通院が困難な患者には往診をするなど、地域の医療・診療を担っています。医師の確保が困難な山村へき地にとっては、この自治医科大学卒業医師の派遣制度が重要な役割を果たしており、今後もこの制度の継続が求められます。しかしながら、看護師については、近年、人材確保が課題となっており、今後、地域医療体制の継続のためにも、看護師の確保について検討及び対策が必要です。

救急医療体制については、一次救急は本村診療所で行うことができますが、二次救急、三次 救急については遠方の村外の専門医療機関に搬送せざるを得ない状況です。救急搬送業務は奈 良県広域消防組合が対応しており、隣村の下北山村に北山分署が設置され、二次救急、三次救 急の対応を行っています。特に三次救急医療体制については、本村を含む奈良県南部地域は救 急患者の搬送に多大な時間を要することから、平成 15 年 2 月から和歌山県と奈良県の協定に より和歌山県ドクターへリの共同利用が行われており、更に奈良県としても平成 29 年 3 月か らドクターへリが運航され、三次救急医療体制の充実が図られています。

診療施設は、平成9年に診療所と保健センターを併設した「ワースリビングかみきた」を建設し、医療機器や調剤機器の充実、救急医療体制の強化など地域の保健、医療、福祉の充実を図っています。医師住宅・看護師住宅を整備し、医療従事者の受け入れ環境を整え、確保に努めていますが、建築から 20 年以上経っており老朽化が見られ、維持補修が必要となっています。

また、「南和の医療は南和で守る」をスローガンに南和地域1市3町8村が南和広域医療企業団を設立し、1つの救急病院(南奈良総合医療センター)と2つの療養型の地域医療センター(五條病院・吉野病院)に役割分担を行い、医療提供体制の再構築を行い、地域住民の医療の確保と充実を図るための整備が行われました。

(2) その対策

- 医師や看護師等の医療従事者確保に向けた取り組みを推進します。
- 診療所施設の維持補修や長寿命化等の整備を行っていきます。
- 医師住宅及び看護師住宅の整備、改修を行い、医療従事者の勤務環境の向上を図ります。
- 耐用年数が過ぎ老朽化している医療機器や調剤機器については定期的に更新を行い、安全 安心な医療の提供を行っていきます。
- 患者輸送車については、一次救急後の専門医療機関等への搬送や救急車への患者の引き渡

し等に必要であるため定期的に更新していきます。

- 訪問医療や訪問看護などの在宅医療に対応するため、往診車を定期的に更新していきます。
- 地域の将来を展望した広域的な医療ネットワークを強化していき、村民が安心して受診できる医療体系づくりを推進していきます。
- 南奈良総合医療センター・五條病院・吉野病院の施設や医療機器等の整備・更新を行い、 村民の医療の確保と充実を図ります。
- 平成9年度に上北山村国保診療所に整備された歯科診療設備を更新し、奈良県歯科医師会による巡回歯科診療事業等に活用することで、質の高い治療を行うことができるようにし、村民の歯科診療の機会の確保及び充実を図ります。

(3)計画

事業計画(令和3年度~令和7年度)

持続的発展	事業名	事業内容	事業主体	備考
施策区分 7 医療の確保	(施設名) (1)診療施設			
7 医原の作体	病院	南和広域医療企業団負担金事業	南和広域 医療企業 団	
	患者輸送車 その他	患者輸送車更新事業 医療機器等更新事業	上北山村 上北山村	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業	歯科医療機器更新整備事業 [事業内容] 平成9年度に上北山村国保診療所に整備された歯科診療設備を更新する。 [必要性] 無歯科医地区の本村においては、村民の歯科診療の機会の確保及び充実を図る必要がある。 [効果] 歯科診療設備を更新し、奈良県歯科医師会による巡回歯科診療事業等に活用することで、村民の歯科診療の機会の確保及び充実を図ることができる。	上北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

児童・生徒数は、過疎化・少子化の影響により激減しており、子ども同士の交流の減少、コミュニケーション力の低下が懸念されていることから、学校再編の検討や特色ある学校づくりの推進が求められています。

平成 26 年度から中学校校舎において、施設一体型の小中一貫教育を開始し、小中学生が一つの校舎で学習をしており、今後も学校、家庭、地域が互いに連携しながら、次代を担う子どもたちの教育環境づくりにより一層努力していくとともに、学校施設や教職員住宅などの整備を図る必要があります。

また、平成29年度には校舎内に保育園が併設され、保・小・中の一貫性のある教育に取り組んでおり、令和2年4月からは義務教育学校として「上北山やまゆり学園」を開設しました。

中学校校舎は、昭和 54 年の建築であり、途中、耐震化工事や小中一貫教育へ対応するため改修を行ったものの、老朽化が著しく、計画的な維持補修の必要があります。また、教職員住宅・教職員寮についても老朽化が著しく、計画的な維持補修や改築が必要な状況です。

通学については、利用できる公共交通がないため、スクールバスを運行し、通学手段の確保に 努めていますが、運転手の確保が課題となっています。

学校給食センターについては、校舎に併設しており、児童・生徒数が少ない状況ながらも、児童・生徒の体位向上と健康教育の観点に立った安全でおいしい給食づくりに努めていますが、施設の老朽化が著しい状態で、計画的な維持補修が必要です。

イ 生涯学習等

超高齢化に向け、地域社会での繋がりや各種サービスの担い手が重要となるため、住民相互の助け合いをはじめとした様々な地域活動への主体的な参画が必要です。本村の将来を担う人材の育成は、村づくりの基盤となるとの認識から、人材の確保と育成を図ることが急務の課題です。そして、生涯学習に対する村民の需要は今後さらに高まって行くと予想されることから、村民が求める学習メニューを中心とした教室・講座の開設、村民が主体となった活動への支援や学習内容、情報提供の充実を図っていく必要があります。

村内の生涯学習の拠点となる施設には、平成 29 年度に小中一貫教育に伴い使用しなくなった 小学校校舎を改修して整備した生涯学習センター「とちの木センター」や各地区の公民館等の集 会所がありますが、各施設とも老朽化が著しく、計画的な改修が必要です。また、各施設におい ても利便性の向上を図るため、必要な設備面の整備を進める必要があります。

また、本格的な高齢社会を迎えて、村民の健康への関心はますます高まり、体力の維持・ 増進のための手軽なスポーツに取り組める環境整備が必要となっています。村では、体育協 会を中心に村民大運動会やグラウンドゴルフ大会等を開催し、やまゆり学園の体育館やとち の木センターの体育館を開放して、バレーボールや筋力トレーニングが行われるなど、生涯 スポーツの推進に努めています。今後は、既存の体育施設の利用促進や指導者の養成に努め る必要があります。そして、様々なスポーツ講習会、健康づくり教室、スポーツ大会等の事業を積極的に展開し、健康で質の高い生活を志向するスポーツ環境を整備していく必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

- 老朽化している学校施設や教職員住宅等を計画的に維持補修・長寿命化等を図っていきます。
- 中学校校舎については、児童・生徒数が減少していることから、効率的な教育環境の整備や 学校施設の効果的な活用のために改修や改築等を施し、教育環境の充実を図ります。
- 学校給食センター施設の改修、備品等の整備を図り、安心・安全な給食提供に努めます。
- スクールバスについては、児童・生徒の利用だけでなく住民にとっても利便性が高い運行を する等、効率的な運行に努めます。また、老朽化している車両については定期的に更新を図っ ていきます。
- 中学生を対象に海外研修を実施し、グローバル感覚やコミュニケーション力を育みます。
- 村の暮らしや歴史・文化などを学ぶことができる副読本を作成し、小学生の郷土愛を育みます。

イ 生涯学習等

- 生涯学習指導者の発掘・育成・掌握に努め、積極的に学習情報の発信と学習機会の提供を行い、生涯学習の充実を図ります。
- 生涯学習センター「とちの木センター」を地域の人づくり・村づくりの活動拠点として、 地域コミュニティの活性化を図り、人材確保と自立した組織への育成と創出を目指します。
- 村民の主体的な学習・スポーツ活動を支援し、団体・グループの育成や指導者の養成・派 遣等を推進します。
- 老朽化した社会教育関連施設を計画的に改修等、整備を行い、施設の有効利用を図っていきます。
- 生涯学習関連施設については、住民が利用しやすい運営方法を検討し、施設の効果的な活用を推進するとともに、必要な設備等を整備します。
- 体育協会やスポーツ団体における自主活動の促進を図り、協働によるスポーツ振興を目指 します。
- 体育館や運動場、グランドゴルフ場等、各種スポーツ施設を有効に活用するとともに、施 設の老朽化に対応して随時改修を行ない、身近で手軽にスポーツが楽しめる環境を整備して いきます。
- 遊具を設置した公園を整備し、子どもの体力づくりの推進を図るとともに、子育て環境の充実を図ります。

(3)計画

事業計画(令和3年度~令和7年度)

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備	考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校 舎 給食施設 (3)集会施設、体育	やまゆり学園改修事業 給食センター改修事業	上北山村 上北山村		
	施設等 公民館 体育施設 その他	白川公民館改修事業 健民グラウンド整備事業 白川公園整備事業 生涯学習センター改修事業	上北山村 上北山村 上北山村 上北山村		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	海外ホームステイ事業 [事業内容] 中学生を対象とした海外研修を実施する。 [必 要 性] 外国人との交流が乏しいへき地の学校の生徒にも日本とは言葉、グローバル感覚やコミュニケーション力を育むととができる。	上北山村		
		副読本作成事業 [事業内容] 小学生の郷土愛を育むために村の 暮らしや歴史・文化などを学ぶことができる副読本を作成する。 [必 要 性] 小学生の郷土愛を育むために副読本を作成する必要がある。 [効 果] 小学生の郷土愛を育むことができる。	上北山村		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村の集落形態は、4大字5集落でそれぞれまとまった形態で、国道、県道沿いに密集していますが、過疎化や高齢化の進行に伴い、集落としての機能が衰えてきており、葬祭、伝統行事、祭り、消防団等の集落での様々な活動を維持することが困難になってきています。特に後継者となるべき世帯の減少が著しく、若年層の流出を食い止めるための取り組みも併せて必要です。今後、それぞれの集落の実情に応じて、集落機能の再編を検討するなど、抜本的な対応が必要となってきます。

また、奈良県と包括協定を締結し協働して策定した「上北山村河合周辺地区まちづくり基本 構想」に掲げる目標の実現に向けて、今後、展開方針を定め、事業を展開し、村の活性化を図 る必要があります。

(2) その対策

- 各集落が取り組む活動に対して村が積極的に支援を行い、集落の活性化・機能の充実を図っていきます。
- それぞれの集落の枠を超えて互いに連携し、集落機能の維持・活性化に取り組む事業について支援していきます。
- 既存の施設など地域の資源を生かし、コミュニティ活動の拠点となる場を整備することにより、地域住民の交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 後継者となるべき若年層の流出を防ぐため、育児支援、通勤支援、住宅の確保等の施策を 実施するとともに、人口減少の問題に対し、空き家等を活用した都市住民の受け入れと、新 たな地域環境を活かした雇用の場の確保を併せて実施していきます。
- 奈良県と協働して策定した「上北山村河合周辺地区まちづくり基本構想」に掲げる目標の 実現に向けて、これまでの取り組みや具体的なニーズを把握・分析し、事業の優先順位と展 開方針を定める「上北山村まちづくり基本計画」の策定を行い、村の持続的発展及び活性化 を図ります。

(3)計画

事業計画(令和3年度~令和7年度)

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業	まちづくり基本計画策定事業 [事業内容] 県と協働して策定した「まちづくり基本構想」に基づき、事業計画等を策定する。 [必要性] 集落の活性化・機能の充実を図るため、計画的な事業の実施が必要である [効果] 県・村・住民等が連携・協働してまちづくりに取り組み、集落の活性化・機能の充実が図られる。	上北山村	
		村民活動支援事業 [事業内容] 村民活動支援事業補助金 [必 要 性] 村民との協働による村づくりを推 進するため、村民の公益的な活動 を支援する必要がある。 [効 果] 村民がより積極的、主体的に村づく りに参加し、村民との協働による村 づくりにより、魅力ある上北山村を 実現することができる。	上北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化財関係では、昭和 61 年から昭和 62 年に専門家による文化財調査を行い、昭和 63 年に「上北山の仏教美術」として報告書を刊行、昭和 63 年には西原宝泉寺の「梵鐘」、平成 2 年には「笙の窟」に安置されていたと伝えられる「銅造不動明王立像」が奈良県指定文化財に指定され、いずれも奈良国立博物館に委託保管されています。また、平成 5 年には、「笙の窟」の発掘調査が行われ伝承を裏付ける出土品も整理記録されました。平成 11 年には、「笙の窟」を中心とする窟群を村史跡に指定しました。平成 14 年には、「河合の弓引き行事」が無形民俗文化財として県から指定を受けました。平成 15 年には、専門家により調査された各大字の寺に古くから保管されている書跡(五部大乗経、隠元画賛)、工芸(鉦鼓)、考古(笙の窟出土遺物)、彫刻(如意輪観音坐像、地蔵菩薩座像)の 6 点を村有形文化財として指定しました。平成 16 年には、史跡「大峯奥駈道」が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録され、大峯信仰と役行者の深い関わりのある彫刻として、平成 24 年には「金銅蔵王権現像」、平成 26 年度には「役行者及び前鬼・後鬼像」を村有形文化財として指定しました。

平成 21 年度には、旧西原公民館を改修して村民俗資料保存館を設置し、民俗資料の展示・保存を行っています。

以上のように、本村には、歴史的遺産、文化遺産など数多くの有形・無形の文化資源がある ため、この文化資源を活かした村づくりや山の緑や河川など自然環境と調和した景観に配慮し た環境づくりを進める必要があります。

しかしながら、地域固有の伝統文化や伝統行事を次世代にわたって継承していくことが必要ですが、少子高齢化が進行する中で、後継者や担い手不足の問題などの懸念があります。

(2) その対策

- 民俗資料の保存等については、住民の方々からの寄贈も受けて村民俗資料保存館において 展示、保存等に努めるとともに、県・村指定文化財等の保護においても、貴重な文化財につ いては、その状況等も把握して、関係機関等との連携を保ち保護対策を推進します。
- 村の新たな歴史と文化の掘り起こしを行うとともに、学習を通して、村の歴史・文化の 大切さを再確認し、活性化につなげていきます。また、地域文化の体験、山村の暮らしや 伝統行事、文化の体験の場を作り、地域の活力や活性化を図っていきます。
- 地域固有の伝統文化や伝統行事等を実施する団体に対して支援を行い、後継者や担い手 の育成を図っていきます。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本村は、総面積の約97%を森林が占めており、村民にうるおいとやすらぎを与えるなどの様々な公益的機能を有しており、この豊かな自然環境を守っていくためにも、環境に負荷のかけない新・省エネルギーの導入・活用が求められています。

(2) その対策

○ 新・省エネルギーの導入・活用を図っていきます。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

村内の公共施設等は老朽化が進んでおり、今後、大規模修繕や建て替え等を行う時期を迎える ため、多額の財源の確保が必要となり、計画的な管理が必要となっています。

また、本村においては急速に少子高齢化及び人口減少が進展しており、地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある村を維持していくためには、村民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっています。

(2) その対策

- 村内の公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を 計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置 を図っていきます。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の更なる充実・強化に向けた切れ目ない取組みを推進していきます。

(3)計画

事業計画(令和3年度~令和7年度)

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項	(1) 過疎地域持 続的発展特別 事業	公共施設等総合管理計画策定事業 [事業内容] 公共施設等総合管理計画の策定を委託する。 [必 要 性] 老朽化が進んでいる公共施設等の財源が必要となるため、計画的な管理が必要となるため、計画的な管理が必要である。 [効 果] 公共施設等の状況を把握することにより、長期的長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・のといるとともに、公共施設等のとともに、とができる。	上北山村	
		まち・ひと・しごと創生総合戦略策 定事業 [事業内容] 令和7年度から令和11年度まで の5年間を対象期間とした「第3 期上北山村まち・ひと・しごと創 生総合戦略」を策定する。 [必 要 性] 切れ目ない地方創生の取組みを	上北山村	

,		•
	推進するために「第3期上北山村	
	まち・ひと・しごと創生総合戦略」	
	を策定する必要がある。	
	[効 果]	
	地方創生の更なる充実・強化に向	
	けた切れ目ない取組みを推進す	
	ることができる。	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

事業計画(令和3年度~令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

一	和3年度~令和	和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業 須	'J	T 1
持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・地域・地域で、流の促進、人材育成	(4) 過转 機	移住で容」・定体で表表を表示して、学生を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	上北山村	移の係が及住に果に
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的 発展特別 事業	生活応援商品券発行事業	上北山村	地板雇に果から、おります。
		「和佐又ヒュッテ」のオープンに向け、 広報支援及び運営準備支援業務等の委		

	T		Г	1
3 地域にお ける情報化	(2) 過 疎 地 域持続的	託を行う。 [必 要 性] 施設の効率的かつ効果的な開設及び運営を図るために、専門知識を有する業者の支援が必要である。 [効 果] 施設の効率的かつ効果的な開設及び運営を図ることができる。 防災行政情報伝達システム維持管理事業 [事業内容]	上北山村	便利で快適な生活
	発展特別 事業	防災行政情報伝達システム運用委託 [必 要 性] 村民に防災情報だけでなく様々な行政 情報等を伝えるため、防災行政情報伝 達システムの運用の維持が必要であ る。 [効 果] 防災情報・行政情報等を村民に伝える ことにより住民サービスの充実を図 り、村と村民をつなぐ情報共有ツール として便利で快適な生活環境を推進す ることができる。		環境の促進に係る場でである。
		上北山村ホームページリニューアル事業 [事業内容] 誰もが目的の情報にたどり着きやすく、見やすく、最新の情報を得られるホームページにリニューアルする。 [必 要 性] 現在の村のホームページは平成21年度にリニューアルしたが、社会環境不とといることから、リニューアルする必要とともに必要と、リニューアルする必要がある。 [効 果] 村民、観光客、移住希望者等が情報者の利便性の向上を図ることができる。	上北山村	
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(9) 過 疎 地 域自 立促 進特別事 業	橋梁等定期点検事業 [事業内容] 老朽化している村内の橋梁やトンネルの 状況を把握・診断し、今後の必要な措置 を特定するための情報を得る。 [必 要 性] 村道や林道における安全で円滑な交通の 確保と沿道や第三者への被害防止を図る ため、維持管理を適切に行う必要がある。 [効 果] 村道や林道の維持管理を適切に行うこと により、安全で円滑な交通の確保と沿道 や第三者への被害防止を図ることができ る。	上北山村	安な整のの係が及全道備、利向る将ぶ。安路村便上効来。
		国道 169 号連携コミュニティバス維持事業 [事業内容]	上北山村	

		連携コミュニティバスを運行する2町3 村で組織された南部地域公共交通活性化 協議会へ分担金を支払う。 [必 要 性] 村民の移動手段の確保のため、連携コミュニティバスの維持が必要である。 [効 果] 連携コミュニティバスを継続して実施することにより、村民が安心して暮らし続けられる生活交通を確保することができる。		
		連携コミュニティバス利用促進事業 [事業内容] 連携コミュニティバス利用者に運賃の助成券を発行する。 [必 要 性] 連携コミュニティバスの運賃が高額となるため、利用者の経済的負担を軽減するため助成が必要である。 [効 果] 連携コミュニティバス利用者の経済的負担を軽減するとともに利用者の増加を図ることができる。	上北山村	
		デマンド交通事業 [事業内容] 村でデマンド交通を運行する。 [必 要 性] 村民の生活交通を確保するため、コミュニティバスを補完するデマンド交通の運行が必要である。 [効 果] デマンド交通の運行により、村民が安心して暮らし続けられる生活交通を確保することができる。	上北山村	
5 生活環境の整備	(7) 過 疎 地 域持続的 発展特別 事業	簡易水道施設台帳及び固定資産台帳整備事業 [事業内容] 公営企業法適用に向け、簡易水道に係る施設台帳及び固定資産台帳を整備する。 [必 要性] 簡易水道事業の公営企業化に向けて施設台帳及び固定資産台帳を整備し、資産管理を行う必要がある。 [効 果] 施設台帳及び固定資産台帳を整備し、資産管理を行うことにより長期的な視点で水道施設の計画的な更新と財政収支見通しを行うことができ、水道の安定供給を図ることができる。	上北山村	水定害制に果にの給急確る将ぶ。
		簡易水道会計システム等整備事業 [事業内容]	上北山村	

		簡易水道事業の公営企業法適用に向けて 必要な例規整備及び企業会計システムの 構築等を行う。 「必 要 性〕		
		簡易水道事業の公営企業法適用に向け例 規整備及び企業会計システムの構築等を 行う必要がある。 [効 果]		
		公営企業法適用により経営状況を的確に 把握し、財政マネジメントの向上に取り 組むことができる。		
		簡易水道事業公営企業会計運用支援業務委託事業 [事業内容] 公営企業会計の会計処理及び財務諸表の作成に係る業務について支援を受け、適正な運用を行う。 [必 要 性] 公営企業会計の適正な運用のために支援を受ける必要がある。 [効 果] 公営企業会計の適正な運用を行うことが	上北山村	
		できる。 地域防災計画策定事業	上北山村	
		[事業内容] 地域防災計画の策定を委託する。 [必 要 性] 既存の地域防災計画は策定から5年が経過しているため、更新を行い、災害応急対策の確立や住民の自主防災体制の充実を推進していくとともに、洪水・土砂災害等の自然災害に対する対策の強化を進めていく必要がある。 [効 果] 災害応急対策の確立や住民の自主防災体制の充実を推進するとともに、洪水・土砂災害等の自然災害に対する対策の強化を図ることができる。	工-4 LPU代)	
		土砂災害ハザードマップ作成事業 [事業内容] 土砂災害ハザードマップを作成する。 [必 要 性] 住民の命を守るため土砂災害に対する 対策の強化を進めていく必要がある。 [効 果] 土砂災害に対する対策の強化を図ること ができる。	上北山村	
6 子育て環 境の確保、高 齢者等の保 健及び福祉	(8) 過 疎 地 域持続的 発展特別 事業	子育て世帯支援事業 [事業内容] ・誕生祝金支給事業 ・子ども子育て支援金支給事業	上北山村	安心して子育でなる。

の向上及び増進	[必 要 性] 次代を担う若者の定住を促進するため、 子育て世帯の経済的負担の軽減と子ども を産み育てやすい環境の整備を図る必要 がある。 [効 果] 子育て世帯の経済負担の軽減を図ること により、子どもを産み育てやすい環境を 整備するとともに若者の定住を促進し、 地域振興の担い手として活力ある地域づ くりを推進することができる。		の実現、高福は係が及ぶ。
	社会福祉協議会運営費補助事業 [事業内容] 村社会福祉協議会の運営費に対する補助 [必 要 性] 村社会福祉協議会は、村内で唯一の介護サービス事業者であり、地域福祉を守るため、運営を支援する必要がある。 [効 果] 支援を行うことで、安定的な事業運営が行われ、地域福祉の向上を図ることができる。	上北山村	
	高齢者見守り支援事業 [事業内容] 高齢者見守りシステム事業委託 [必要性] ひとり暮らしの高齢者世帯が永年住み慣れた村で安心して生活できるよう支援が必要である。 [効果] ひとり暮らしの高齢者世帯において、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることができ、永年住み慣れた村で安心して生活できるようになる。	上北山村	
	子ども子育て支援事業計画策定事業 [事業内容] 令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期上北山村子ども・子育て支援事業計画」を策する。 [必要性] 切れ目ない子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために「第3期上北山村子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要がある。 [効果] 子ども・子育て支援に係る現状を把握し、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援施策を総合的に推進することができる。	上北山村	

		地域福祉計画策定事業 [事業内容] 令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第2期上北山村地域福祉計画」を策定する。 [必要性] 切れ目ない地域福祉施策を総合的に推進するために「第2期上北山村地域福祉計画」を策定する必要がある。 [効果] 近年の社会経済情勢や地域福祉を取り巻く現状を把握し、今後の地域福祉の理念や現状を把握し、今後の地域福祉の理念や基本的な進め方を定めるとともに、地域福祉施議会や地域住民とともに、地域福祉施策の推進を図ることができる。	上北山村	
		いのちを支える支援計画策定事業 [事業内容] 令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第2期上北山村いのちを支える支援計画」を策定する。 [必 要 性] 切れ目ない自殺対策施策を総合的に推進するために「第2期上北山村いのちを支える支援計画」を策定する必要がある。 [効 果] 自殺の状況や社会情勢、自殺対策を取り巻く現状や環境の変化を把握し、自殺対策を総合的に推進することができる。	上北山村	
7 医療の確保	(3) 過 疎 地 域持続的 発展特別 事業	歯科医療機器更新整備事業 [事業内容] 平成9年度に上北山村国保診療所に整備された歯科診療設備を更新する。 [必要性] 無歯科医地区の本村においては、村民の歯科診療の機会の確保及び充実を図る必要がある。 [効果] 歯科診療設備を更新し、奈良県歯科医師会による巡回歯科診療事業等に活用することで、村民の歯科診療の機会の確保及び充実を図ることができる。	上北山村	地制及に実効来に及ぶる将ぶる。
8 教育の振興	(4) 過 疎 地 域持続的 発展特別 事業	海外ホームステイ事業 [事業内容] 中学生を対象とした海外研修を実施する。 [必 要 性] 外国人との交流が乏しいへき地の学校の生徒にも日本とは言葉や文化も全く違う世界を体験させ、グローバル感覚やコミュニケーション力を育む必要がある。 [効 果]	上北山村	教のび係が及ぶ。

	I	1 1/4 (1 - 12 2 12 1/4 2 - 2)		
		中学生のグローバル感覚やコミュニケ		
		ーション力を育むことができる。		
		 副読本作成事業	上北山村	
			工-40円4.1	
		「ザ来い台」 小学生の郷土愛を育むために村の暮ら		
		しや歴史・文化などを学ぶことができ		
		る副読本を作成する。		
		・		
		小学生の郷土愛を育むために副読本を		
		作成する必要がある。		
		小学生の郷土愛を育むことができる。		
9 集落の整	(2) 過疎地	まちづくり基本計画策定事業	上北山村	集落機能
備	域持続的	[事業内容]		の維持・活
V113	発展特別	- 県と協働して策定した「まちづくり基本		性化に係
	事業	構想」に基づき、事業計画等を策定する。		る効果が
	. , , ,			将来に及
		集落の活性化・機能の充実を図るため、		<i>ప్</i> 。
		計画的な事業の実施が必要である		
		[効 果]		
		県・村・住民等が連携・協働してまちづ		
		くりに取り組み、集落の活性化・機能の		
		充実を図ることができる。		
		村民活動支援事業	上北山村	
		[事業内容]		
		村民活動支援事業補助金		
		[必要性]		
		村民との協働によるむらづくりを推進		
		するため、村民の公益的な活動を支援す		
		る必要がある。		
		「効果」		
		村民がより積極的、主体的にむらづくり に参加し、村民との協働によるむらづく		
		いるがし、村氏との協働によるむらうく りにより、魅力ある上北山村を実現する		
		りにより、魅力のる上北山州を美挽する ことができる。		
12 その他地	(1) 過疎地	公共施設等総合管理計画策定事業	上北山村	財政負担
域の持続的	域持続的	「事業内容]	工-40円47	を軽減・平
発展に関し	発展特別	ひまん		準化する
必要な事項	事業	する。		とともに、
2307	7 7/2	[必要性]		公共施設
		老朽化が進んでいる公共施設等の修繕		等の最適
		や更新に多額の財源が必要となるため、		な配置に
		計画的な管理が必要である。		係る効果
		[効 果]		が将来に
		公共施設等の状況を把握することによ		及ぶ。
		り、長期的な視点をもって更新・統廃		
		合・長寿命化等を計画的に行い、財政負		
		担を軽減・平準化するとともに、公共施		
		設等の最適な配置を図ることができる。		
			[<u> </u>	
		まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業	上北山村	地方創生
		[事業内容]		に係る効果が疾虫
		令和7年度から令和11年度までの5年		果が将来

間を対象期間とした「第3期上北山村	に及ぶ。
まち・ひと・しごと創生総合戦略」を 策定する。	
[必要性]	
切れ目ない地方創生の取組みを推進す	
るために「第3期上北山村まち・ひと・ しごと創生総合戦略」を策定する必要	
がある。	
地方創生の更なる充実・強化に向けた切 れ目ない取組みを推進することができ	
る。	